

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 六 号

昭和六十年十二月三日(火曜日)  
午前十時二分開議

出席委員

委員長 今井 勇君

理事 衛藤征士郎君 理事 島村 宜伸君

理事 田名部匡省君 理事 玉沢徳一郎君

理事 小川 国彦君 理事 田中 恒利君

理事 武田 一夫君 理事 神田 厚君

大石 千八君 太田 誠一君

鍵田忠三郎君 菊池福治郎君

鈴木 宗男君 田邊 國男君

月原 茂皓君 東家 嘉幸君

野呂田芳成君 羽田 孜君

保利 耕輔君 松田 九郎君

三池 信君 山崎平八郎君

若林 正俊君 渡辺 省一君

上西 和郎君 串原 義直君

島田 琢郎君 田並 胤明君

竹内 猛君 辻 一彦君

細谷 昭雄君 駒谷 明君

水谷 弘君 吉浦 忠治君

菅原喜重郎君 滝沢 幸助君

津川 武一君 中林 佳子君

出席國務大臣

厚生 大臣 増岡 博之君

農林水産大臣 佐藤 守良君

出席政府委員

厚生大臣官房審議官 山内 豊徳君

農林水産大臣官房長 田中 宏尚君

農林水産大臣官房審議官 吉國 隆君

農林水産省經濟局長 後藤 康夫君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 中島 義雄君  
厚生省年金局長 田中 伸一君  
厚生省年金局長 谷口 正作君  
厚生省年金局長 坪野 剛司君  
厚生省年金局長 理課長 植西 常郎君  
社会保険庁年金課長 門口 良次君  
農林水産委員会調査室長

委員の異動  
十一月二十九日

補欠選任

田中 誠一君

鍵田忠三郎君

菊池福治郎君

保利 耕輔君

日野 市朗君

同日

補欠選任

工藤 巖君

田中 秀征君

中川 昭一君

細田 吉藏君

佐藤 敬治君

十二月三日

補欠選任

佐藤 隆君

新村 源雄君

日野 市朗君

稲富 稜人君

同日

補欠選任

十一月二十八日

農林年金制度の改悪反対等に関する請願(島田琢郎君紹介)(第四八〇号)

同(新村源雄君紹介)(第四八一号)

同(小川国彦君紹介)(第五一一号)

同(島田琢郎君紹介)(第五一二号)

同(小川国彦君紹介)(第五七二号)

同(上西和郎君紹介)(第五七三三号)

同(一件(串原義直君紹介)(第五七三三号)

同(中林佳子君紹介)(第五七四号)

同(林百郎君紹介)(第五七五号)

同(細谷昭雄君紹介)(第五七六号)

同(田中恒利君紹介)(第五七六号)

同(津川武一君紹介)(第六一七号)

同(中林佳子君紹介)(第六一七号)

農林年金制度改悪反対等に関する請願(上西和郎君紹介)(第五〇六号)

同(新村源雄君紹介)(第五〇七号)

同(田中恒利君紹介)(第五〇八号)

同(小川国彦君紹介)(第五七七号)

同(串原義直君紹介)(第五七八号)

同(津川武一君紹介)(第五七九号)

同(中林佳子君紹介)(第五八〇号)

同(細谷昭雄君紹介)(第五八一号)

合板・製材等木材産業改善に関する請願(野口幸一君紹介)(第五〇九号)

同(八木昇君紹介)(第五一〇号)

同(上原康助君紹介)(第五八二号)

同(津川武一君紹介)(第五八三三号)

同(辻一彦君紹介)(第五八四号)

東家 嘉幸君 佐藤 隆君  
田並 胤明君 日野 市朗君  
竹内 猛君 新村 源雄君  
滝沢 幸助君 稲富 稜人君

十二月二日

標茶営林署の存続に関する請願(岡田利春君紹介)(第六五四号)

農林年金制度改悪反対等に関する請願(日野市朗君紹介)(第六五五号)

同(日野市朗君紹介)(第六七八号)

合板・製材等木材産業改善に関する請願(佐藤敬治君紹介)(第六五六号)

同(山中末治君紹介)(第六五七号)

同(松前仰君紹介)(第七二四号)

同(山下八洲大君紹介)(第七九〇号)

農林年金制度の改悪反対等に関する請願(新村源雄君紹介)(第六七六号)

同(日野市朗君紹介)(第六七七号)

同(日野市朗君紹介)(第七二二二号)

同(吉原米治君紹介)(第七二三三三号)

同(日野市朗君紹介)(第七八九九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二回国会閣法第八三三号)

○今井委員長 これより会議を開きます。  
第百二回国会内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。串原義直君。

○串原委員 百三国会の重要法案でありますところの共済年金法改正案につきまして、当委員会でも質疑が行われまして、また関係委員会による連合審査におきましても種々議論がございまして、その内容が順次明らかになってまいりました。

つまるところ、掛金、保険料の大幅アップ、国庫支出金の削減、給付の大幅減額という方向がはっきりしてまいりました。これでは国民、関係者は承知できないだろうと思う。私は、今日までの質疑を踏まえながら、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案について、つまり農林年金法改正案につきまして、総体的に伺ってまいりたいというふうに思う次第でございます。

初めに厚生省に伺います。

今、厚生省は、六十歳、六十五歳からいふ高齢者の生活費は平均どの程度と考へていらつしやるか。一人の場合、夫婦の場合と別々に示し願います。

○谷口説明員 お答え申し上げます。

六十五歳からいふ高齢者の方々の平均的な生活費はどの程度かというお尋ねでございます。

これにつきまして、私も今回の基礎年金の水準の検討、設定をいたしますに当たりまして、総務庁の昭和五十四年の全国消費実態調査をもとに出した数字でございますが、六十五歳以上の単身世帯及び夫婦世帯の平均的な生計費ということでございまして、先ほどの実態調査をもとにいたしまして、六十五歳以上の単身世帯の場合は月額で八万四千八百八十一円、雑費を除きますと四万七千六百一十一円、それから老夫婦世帯の場合でございますが、御主人が六十五歳以上、奥様が六十歳以上のケースでございますが、これが月額で十五万五千六百六十六円、雑費を除きますと八万三千七百三十三円、このように推計をいたしております。

○串原委員 今お答えをいただきましたのですけれども、一人の場合およそ八万五千円、御夫婦の場合十五万五千円、こういう答弁がございまして、

たが、国民年金のいわゆる基礎年金というのは五万円ということでございます。私は、国民年金の基礎年金というのは生活費を保障されるものでなければいけない、こう考へているのでございまして、ただいま御答弁をいただきました高齢者の生活費と関連を考へて、どう判断をされておられますか。

○谷口説明員 高齢者の方々の生計費との比較において基礎年金の水準をどのように考へているかというお尋ねでございます。

私もとしましては、基礎年金の額を先生おっしゃいましたように月額五万円と考へておりますけれども、この水準、額は、高齢者の方々の老後生活の基礎的部分を保障するというところで月額五万円という水準を設定いたしましたわけでございます。

さらに具体的に申し上げますと、基礎的な部分といたしまして、こういった高齢者の方々の食料費でございますとか住居費とかあるいは被服費、こういったものの実態を踏まえて五万円の水準を設定いたしましたものでございます。

○串原委員 実は時間との関係でこの議論を深めることができませんけれども、私は、この基礎年金額はまことに低いものである、実態に比べてとても低い、こう強調しておきたいと思うわけでございます。

そこで、基礎年金は制度の基本に属する部分でありますので、国庫負担三分の一は余りにも低いと思う。原則的には全額国庫支出金で賄うべきものと考へるのでありますけれども、どのように認識されていらつしやるか。

いま一つは、今お話しのように、現行五万円でありましても、これは年次を追うて段階的に国庫負担をふやしていくという方向、長期計画をこの際示しておくべきではないか、こう考へるのであります。いかがですか。

○谷口説明員 基礎年金に關しまして二点のお尋ねでございます。

一つは、基礎年金については全額国庫負担とすべきではないかという御提案でございますが、基

礎年金につきましては、まず国庫負担の現状は、先生御案内のように各制度を通じて基礎年金の三分の一という国庫負担になっているわけでございますが、この基礎年金の財源を全額国庫負担とすることにつきましては、私もとしましてはいろいろ問題があるかと思っております。

まず一つといたしましては、我が国の公的年金制度は、先生御案内のようにこれまで長い間ずっと社会保険方式で運営されてきておる、そしてこの社会保険方式というものは我が国の社会にもう既に定着しているのじゃないかということがございまして、それから、全額国庫負担ということになりますと新たに巨額の税負担を課すということになりますけれども、これについて国民の合意が得られるかという問題もございまして、それから、社会保険方式の関連で、今まで社会保険方式でやってきたということから、仮に全額国庫負担でやるということになりますと、そういった方式に円滑に移行ができるかどうかといった問題等々ございまして、私もとしましては、やはり先ほど申し上げました国庫負担三分の一、そして残る費用につきましては現役の勤労者の方々の保険料、拠出金でもって賄うという方式が妥当ではなかろうかと思っております。

それから二点目といたしまして、それでは段階的に国庫負担率を引き上げていくべきではないかということでございますが、これにつきましては、先ほどお話し申し上げましたように、国庫負担は各制度を通じて基礎年金の三分の一としていくわけでございますが、国庫負担の水準についてはいろいろ御議論はあろうと思ひますけれども、これ以上国庫負担をふやすことにつきましては、現下の極めて厳しい財政状況のもとでは困難と言わざるを得なからうというふうに思っております。

それに、段階的に国庫負担をふやしていく場合におきましてもやはり国民に新たな巨額の税負担を課すということになります等々の問題がございまして、なかなか困難であるというふうに私も考へておるわけでございます。

○串原委員 実は私はあなたの答弁にまことに不満なのであります。

ここに、ある団体の基礎年金に対する計算がございまして、ちよつと急いで申し上げます。国民年金の保険料一万三千円を四十年間積み立てて、これを国が年利七・五％で運用をして、物価上昇率が年五％と仮定する場合に、これを六十歳から六十五歳まで据え置く、そして年金受給年齢である六十五歳から八十歳まで、まあ八十歳で亡くなられるということ想定いたしましたら、八十歳までの十五年間、月五万円の年金をもらう場合に必要金額を差し引きますと、実に四百四十六万八千円もの大変なお金为国に吸い上げられる、積立者はマイナスになる、こういう計算になるのであります。もちろんこの試算の中には国庫負担分は含まれていない。実は私も急いで計算をしてみました。この計算はやはり正しいのです。

といたしますと、今あなたが答弁したこととまことに矛盾する。加入者、国民から見れば国の姿勢はおかしい、こういう答えが出てくるを得ないのであります。この計算に対してあなたはどのようなふうに思ひますか。

○坪野説明員 お答えいたします。

公的年金といひますのは世代間扶養の仕組みというところで、年金額の実質価値を長年にわたって維持するという機能を有しているという点は先生よく御案内のとおりだと思ひます。

それで、一万三千円という保険料というのは一体どういう形で出てきたのかということをおし御説明申し上げた方がいひのじやないかと思ひます。でございますけれども、五十九年度価格で六十一年度の保険料は、先生御案内のとおり六千八百円でございます。

〔委員長退席、衛藤委員長代理着席〕

直ちに一万三千円になるということではないわけでございますが、六十一年に六千八百円からスタートいたしましたので、そして、五十九年度価格でございますけれども毎年三百円ずつ引き上げまして昭和八十二年に一万三千円になるという計算がな

されているわけでございます。したがって、四十年間一万三千円の保険料を納めるということは、再来年あたりに生まれた方々が二十歳になって一万三千円になって、それから四十年間保険料を納めるという前提だと思っております。

国民年金の現在の受給者は、大体六百五十万人の老齢年金の受給者であります。それから、現在の国民年金の被保険者は二十歳から五十九歳まででございます。あらゆる階層の方がおられるわけでございまして、平均しますと四十歳をちょっと超えているということでございまして、先ほど申し上げましたように、世代間の扶養だということとございまして、完全な積み立てをとる民間の金融機関の保険とは制度が異なるというふうに理解せざるを得ないのではないだろうかというふうな気がするわけでございます。

〔衛藤委員長代理退席、委員長着席〕

それでは一万三千円というのがどういう形で出てきたのかということでございまして、年金の財政を行うに当たっては、どういふふうな保険料の設定をするかということが一番問題になるわけですが、現在と将来の被保険者の間で実質的な保険料の負担の差が余りないようにしなければいけないんじゃないかというのが第一点。

第二点といたしましては、短期間のうちに急激な保険料の増というものは避けなければいけないんじゃないだろうか。それから第三点といたしましては、給付費が急激にふえる段階では積立金の取り崩しというのはやはり危険なんじゃないだろうか。第四点といたしましては、急激な経済変動が起きるとき、例えば前回の狂乱物価のように物価が三割近く上がるというふうなときに、いわゆる保険料と給付とでは一年間のタイムラグがございまして、そういう点では、そういう経済変動があつても間違ひなく支払いができるという意味で積立金をある程度保有しなければいけないんじゃないだろうか。そういうような四つの考え方を基礎にして保険料を設定しているわけでござい

今、先生の御指摘になりました具体的な数字で申し上げますと、確かに七・五％の名目利回り、物価五％、いわゆる年金改定率五％で、六十五歳まで据置き、六十五歳から年金五万円をもらうという計算ならば八十歳でございまして、先生の御質問は、仮定を是とすればそのとおりになると思ひます。ただ、先生御案内と思ひますけれども、遺族基礎年金とか遺族障害年金の財源もその一万三千円の中に入っておりますし、国民年金の独自給付であります寡婦年金とか死亡一時金も入っております。

そういうことをいろいろ考えまして、私たちは、試算をいたしましては、名目利回り七・〇％、年金改定率五％というふうな前提、これはいろいろなケースがございまして、一つの標準的なケースとして七・〇％の運用利回り、五％の年金改定率というふうな数字を使っているわけでございまして、もし私たちの前提で先生と同じような計算をしたといたしまして、たとえ二十歳の人が四十年間一万三千円を納めたとか仮定してでも、私たちの計算では納めた方が多いというふうな計算にはならないのではないだろうかというふうに理解しております。

○串原委員 実は時間に制限がありまして、この議論はこれ以上時間的にできませんけれども、今御答弁になりましたが、つまり計算上は間違ひなくたてて申し上げましたようなことになるわけですが、それがいまして、あなたが答弁になりましたように、遺族年金、障害年金等々の影響が出てくるといふ私の申し上げたような計算にはならない、それはそのとおりでしょう。したがって、国庫支出金もそこに必要になってくるわけだ。

したがって、私のこの際強調しておきたいことは、ただいま申し上げた数字の基礎に従つて考えても、まことに保険料が高過ぎる、高い方向へ志向し過ぎる、国庫支出金が少な過ぎる、今後真剣に検討しなければならぬ重大な課題である、こういうことを強調しておきたいと思うわけであります。

そこで、ただいま厚生省側からも基礎年金の問題について、二御答弁をいただいたところでありますが、それと関連をいたしまして、以下農林年金の問題について伺つてまいりたいと思つ次第でございます。

まず大臣に伺います。

農林年金は、昭和三十四年、農林漁業団体も優秀な人材を確保しなければならぬ、そのためには、重要な対策である退職後の保障制度も確立しなければならぬということから、地方公務員と並ぶ内容を持つ共済年金として成立を見たのであります。私はすばらしいことであつたと思ひます。

ところが、その成立以降の経過を見ますときに、組織の財政基盤は必ずしも十分とは言えないのであります。そこへもつてまいりまして、今回の改正によつて従来のように国庫負担が期待できないといひますならば、財政的に対応できなくなるのではないかと心配をいたします。この点について大臣の所見を伺ひたいのであります。

○佐藤農務大臣 串原先生にお答えいたします。

農林年金制度は、先生御指摘のとおり昭和三十四年に厚生年金から独立して、先生おっしゃる趣旨でできたわけでございまして、

そんなことで、組合員数は今後従来のような増加は見込めないものと考えておりますが、一方、年金受給者につきましては平均余命年数の伸長により今後さらに増大していくものと考えております。昭和八十五年には成熟率は三七・五％、組合員二・六人に年金受給者一人の割合になるものと予想されております。また、給付費総額は、平均余命年数の伸長によりまして年金受給者が増大するとともに年金受給期間が長くなること、組合員期間が長期になることから一人当たりの年金額が高額になること等から、今後増大していくものと考えております。

そういうことで、今回の改革はこのような情勢に対応するために三つの点に配慮をして対処したいと考えております。その一つは公的年金制度全

般の整合性を図ること、二つ目は制度の円滑な運営を図るため、適正な給付水準を確保いたしますとともに負担との均衡を図ること、また世代間の公平に配慮すること、三つ目には制度の財政的長期的安定を図る必要があること等の観点から対処することとしたものでございまして、これにより財政的にも制度の長期的安定を図れるものと考えております。

○串原委員 農林年金の財政運営について伺ひたいのでありますが、ことしは掛金の再計算の年ですね。前回の再計算以降の経緯から見ても、どういふことになるかと現在のところ想定しておられるか、お答え願ひます。

○後藤（康）政府委員 御指摘のとおり、本年が五年に一度の財政再計算を行う年に当たつております。昭和五十九年度末を基準にいたしまして昭和六十年度に計算を行つて、新しい掛金率を六十一年度から適用するというふうに相なつておるわけでございまして、

この再計算を行うに当たりましては、農林年金理事長の諮問機関でございまして年金財政研究会に計算に当たつての基本的な事項、つまり基礎データのとり方でございますとか計算の方法でございますとか、そういうものについて検討を今お願いしているという段階でございまして、その答申と聞いております。今回の財政再計算は、制度改正の御提案を今申し上げておりますので、従来方式のほかに今回の法律案の改正の内容も加味して検討していただいているわけでございまして、いづれにいたしましても、答申をいただいた後、来年度の三月の農林年金の組合会におきまして定款に規定してある掛金率の変更を諮りまして、四月から適用ということになる見込みでございまして、

なお、現時点において利用できます基礎データをもとにした大ざっぱな試算をいたしますと、不足財源率は千分の三十程度になると聞いております。具体的には今後明確になるものと考えております。これは保険数理的に計算をしました数字

平均的に非常に高くなるということ、他方、高齢に伴いまして掛金の負担も増大をしてくる、その兼ね合いをどこで見出すかということで、現役の標準的な給与水準の七割程度というようなところに給付水準の目安を置きまして、負担可能な限度内に掛金の負担の増高を防ぐようにする、そして、あわせて公的な年金制度の整合性を図るということ、各種の年金制度の中で共通する部分を基礎年金という形でとり出しまして、国庫助成に

を考えますと、千分の三百二十とかせいぜい三百三十とか、その辺ぐらゐのところに掛金率をおさめられるような制度の設計が必要であるというふうに考えておるところでございます。

○串原委員　では、次に進むことにいたしますが、今回の改正によりまして共済年金制度は従来の内容から見て大きく後退する、こう私は判断するわけです。

一つは、給付算定の場合、平均標準給与の決め

でございますし、また新たに定額の加給年金が創設をされるということで、全体的に定額的な要素がかなりふえてまいります。そういったことから、年金額につきましては、ベースになります給与水準の数字が小さくなるということが直ちに年金の給付にそのまま響くというものではないというふうに考えております。また、この措置によりまして、退職近くになって給与が大幅に上昇する方と平均的に給与が上昇する方の年金額の差は縮小され

というふうに出ておられて、どちらかとい  
いますれば、低給の方について見れば給付水準  
の低下は少ないと私ども見ているところでござ  
います。

○串原委員 低い給与の皆さんはダウンする率が  
少ない、私もわかります。それから今お答えに  
なつたようにいろいろな要素で影響はそんなに大  
きくない、こういう答弁でございまして、結  
局全期間の平均給与水準を用いますから、今お話  
するように二〇%、三〇%ぐらい基準額がダウン  
する、しかしほかの要素が加わつてくるのでそれ  
ほどの影響はないと言われているのでござい  
ますが、その意味はわからないわけではな  
いけれども、その意味も含めまして平均的に考  
えた場合、退職時一年前の平均給与と全期間の平均給与の計算によ  
るダウンというものは平均的におおよそどの程度  
になりますか。どんなふうに出ておられますか。

○後藤(康)政府委員 今回の制度は、御案内のと  
おり六十五歳以降の基礎年金を適用される方々  
と、それ以前のいわゆる二段階に分かれており  
まして、しかもいろいろ経過措置がついており  
ます。そしてまた、法施行時の年齢によりまして  
経過措置の適用が変わつてくるということで、な  
かなか一口に申し上げにくいわけではござい  
ますが、非常に遠視的に申し上げますと、当面はいろいろ  
な経過措置がついておられますのでほとんど影響  
がございませぬけれども、長い目で見てまいりま  
すと一割程度の影響はあるのではないかと、これは  
個別具体的に申し上げますのは非常に難しいわけ  
でございしますが、遠視的にお答え申し上げます  
というふうにはないかと思ひます。

○串原委員 今、大ざっぱに言つて一割ぐらいの  
ダウンではないかという御答弁でございした  
が、私はその程度ではないと実は考えているん  
です。これは改めてまた、あなたの方の資料もある  
でしょうから、それ等々に基づきまして質疑をい  
たしましょう。私はもつと大きくなると思うとい  
うことを強調させておいていただきます。

そこで、新しい年金制度に移行することにより  
まして、今まで農林年金が実施されてまいり  
ました。通算年金制度が廃止されることにな  
つたほか、減額退職年金制度も既得権を持つ者だ  
けに認め、しかし将来は廃止していく方向にな  
つたようであります。

殊に減額退職年金の廃止は、農林漁業団体の人  
事、雇用などの面から見て問題を残すのではない  
かと思うのであります。心配ないかどうか、廃止  
する理由についてお答えをお願いします。

○後藤(康)政府委員 通算年金と減額退職年金制  
度の廃止についてのお尋ねでございします。  
通算退職年金につきましては、今回の改正案に  
おきます退職共済年金は、公的年金制度の期間を  
合算して二十五年以上には達すれば、農林年金の組  
合員期間が一カ月でも農林年金の退職共済年金を  
支給することができるといふことになりました。  
で、通算退職年金の役割を果たしているもので  
ございまして、通算退職年金制度がなくなつても  
支障を生ずることはないと考えております。

それから減額退職年金につきましては、これは  
確かにいろいろ議論のあつたところでございま  
す。今回の改正に当たりまして公的年金制度間の  
整合性を図るという趣旨から、厚生年金にはない  
減額退職年金を存続することは問題であるとい  
うことがかねがねあつたわけではござい  
ます。職年金と申しますのは、御案内のとおり本来の支  
給開始年齢よりも早く年金が受給できるというメ  
リットがありまして、現在の制度でございま  
すと年金額が四割減額をされ、これは生涯にわた  
つて減額をされた年金を受けるといふことになるわ  
けでございまして、老後に稼働能力と申しますか  
収入を得る能力を完全に喪失した段階で十分な保  
障が受けられないという問題がございまして、今  
後の高齢化社会を展望いたした場合には、年金  
を早期に支給することよりもむしろ老齢に達した  
ときに手厚い生活保障を行うことの方が必要では  
ないか。

ただ、今お話ししましたように、それぞれ関  
係の団体での人事管理とかいうものにも影響を及  
ぼし得る問題でございしますので、すぐにはいきなり  
やめることにはいろいろ問題もあるといふこと  
で、一定の経過期間を置きまして、その間にそう  
いった各団体での減額退職年金に依存をしない  
体制といふものをつくつていただきたまはつて廃止を  
するといふことにはいたしたものでございします。

○串原委員 支給開始年齢の現行の経過措置、つ  
まり昭和七十五年までに六十歳にするといふよう  
に五年短縮して昭和七十年までに六十歳にするよ  
うに段階的に引き上げることにしたのはどうい  
う理由であるのか、教えてください。

○後藤(康)政府委員 今回の改正によりまして、  
つなぎ年金の支給開始年齢につきましては他の公  
的年金制度と同様原則六十歳ということになつて  
おるわけではございします。現在の支給開始年齢、こ  
れは既に経過措置がございまして、今は三年に  
一歳ずつ引き上げておるというところで、現在五  
十六歳支給になっておると思いますが、これを考慮し  
しておおむね同様の経過措置を設けるということ  
にいたしましたわけではございします。

ただ、現在公的年金制度の一元化の目標を昭和  
七十年に置いておられますことから、この支給開始  
年齢の経過措置についても昭和七十年を目途とし  
て六十歳になるようにいたしたものでございま  
す。したがいまして、今まで三年に一歳ずつとい  
うのが、ほぼ二年に一歳ずつというふうなことで  
経過措置が少し速められる、こういうことになる  
わけではございします。

○串原委員 公的年金の統一という方向を踏まえ  
てという立場から今御答弁をいただいたわけでご  
ざいます。

そこで私は大臣に伺いたいのでありますけれど  
も、今御答弁願ひましたように、二年に一歳ずつ  
引き上げていくことに短縮する、こういう  
ことでありますが、御承知のように、農林漁業団  
体は今日厳しい経済情勢下で組織の運営を強い  
られておるわけではございします。その中で定年延長問  
題というのに一生懸命取り組んでおりますけれど

も、なかなか大変な作業なのであります。したが  
つて、今回のこの五年間の短縮というのは大きな  
影響をもたらすのではないかと、この政策変更につ  
いてはまた農林漁業団体が出てくることしたらこ  
れはまた大変だと思つてございします。農林大臣  
としてはどういふ姿勢でこの定年延長促進につ  
いて指導をしていくのか、お答えをお願いします。

○佐藤(國務)大臣 先生にお答えいたします。  
農林漁業団体職員の定年年齢は、男子平均で  
五十七・八歳となっております。また、農林漁業  
団体の大宗を占める総合農協の男子について現在  
の平均年金支給開始年齢である五十六歳を基準と  
して見ると、五十六歳以上の定年年齢を定めてい  
る組合が、五十六年度では六三・三%であつたも  
のが五十八年度には七一・七%になつており、定  
年年齢は漸次延長されてきております。

そんなことで、農林漁業団体の定年年齢延長に  
つきまして非常に大切なことは、高齢化社会への  
移行に對して年金の支給開始年齢とのすき間  
を生じないといふことで、特に農林漁業団体に対  
して通達を發し、すき間を生じることのな  
いよう指導を行つてきたところでございします。

今回の年金改革法におきましては、従来の支給  
開始年齢引き上げの経過措置を変更することも含  
まれているので、これを踏まえまして定年年齢の  
延長について、労働省とも連携をとりつつ十分指  
導を行つてまいりたいと考えております。

○串原委員 時間が参りますから次に移ります。  
年金額の改定方法でございしますけれども、今回  
の改正によつて、物価指数が五%を超える上昇の  
場合、翌年の四月から年金額を自動的に改定する  
ことにしたことは評価したいと思ひますが、こ  
れは重大な点なんです、この際明確にお答えを願  
ひます。

○佐藤(國務)大臣 お答えいたします。  
年金額の改定につきましても、国民の生活水準  
その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、  
変動後の諸事情に應ずるため、改定措置を講ずる

こととしており、今回の改正におきましては、この著しい諸事情の変動の基準として、消費者物価指数が五%を超えて変動した場合は法律改正を行うことなく政令で自動的に改定ができるようにしたのでございます。

この改定措置につきましては、一年間の物価上昇率が五%以下の場合であっても累積の物価上昇率が五%を超えたときはその全部につき年金額を改定するものであり、その意味では従来生じていたような積み残しは生じないものであると考えております。

○串原委員 さらに大臣に伺いますが、農林年金の場合、農林漁業団体振興会からの助成が行われてまいりました。これは将来ともに継続される措置、配慮が行われなければならないと考えるのでありますが、大臣の所見を伺っておきます。

○佐藤国務大臣 お答えいたします。

相互扶助事業補助金につきましては、公的年金制度の一環としての農林年金制度の行方給付費等に対する補助金とは性格を異にするものでございまして、農林漁業団体の自主的な拠出に基づくものであり、今後ともその確保に努めてまいりたいと考えております。

○串原委員 時間が参りましたから、これで終わります。

○今井委員長 次に、細谷昭雄君。

○細谷(昭)委員 これまで各委員の皆さん方からさまざまな角度から質疑が行われてまいりました。私は、多くの皆さん方から指摘をされた問題で、なおはっきりしない点、さらに矛盾が明らかになった点が幾つかありますので、これは政府みずから修正するべきじやないかと考える点を若干取り上げてみたいと思います。

今回の農林年金の制度は大変に大きな改革でございまして、一体、全体像をどういうふうを描いておられるのか。と申しますのは、今回の基礎年金の導入という問題は年金の一元化の方向に一步踏み出したものでありまして、将来の年金というものは国民が同一年金制度の中に包含されて発展

されるものだという考え方が一つあるわけでありまして。もう一つの考え方は、農林年金制度というものの沿革、歴史から考えまして、公務員との格差解消、そして農林漁業団体職員の人材確保の面から発展してきたということを考えましても、今後独自の制度として存続、発展させようとする、その二つの考え方があられるわけでありまして。

きょうは厚生大臣もおいでになっておりますので、年金全体の全体像という点からしてどうお考えなのか、両大臣からその考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○増岡国務大臣 御指摘のように二つの考え方があると私も思ひます。したがって、そういう意味合いから今回の改正におきましては共通の基礎年金の導入をお願い申し上げておる、これは老後生活を支える基礎的な部分については国民全体で支えるということでありまして、一元化が図られることになるわけでありまして。

しかし、御指摘のように、今後の問題としていわれる二階部分についてどのようにしていくかというところは、統合するという方法もありまして、単に制度間調整を行っていく方法等、さまざまな考え方があられるわけでございますので、今後検討を尽くさなければならぬと考えておりますけれども、その中でも一元化の考え方ににつきましては、基本的には公的年金制度全体につきまして長期的に安定すること、なお給付と負担の公平性を確保すること、整合性のとれたものにするということ、こういう基本方向で今後の検討課題にいたしてまいりたいと考えております。

○佐藤国務大臣 細谷先生にお答えいたします。農林年金制度の発足の経緯及び沿革等から、先生御指摘のとおり、農林年金の果たす役割は今後もますます重要なものとなると考えております。そんなことで、公的年金一元化の中で制度間の給付と負担の均衡を図っていく必要がありまして、農林年金制度の育成については一層の努力を尽くしてまいりたいと考えております。

○細谷(昭)委員 私はこの際、厚生大臣にも農林水産大臣にも要望しておきたいと思ひます。と申しますのは、今厚生大臣からのお話がありましたが、今後の検討課題であるという点は私もありましたが、それだけの年金制度の発達の歴史、沿革がありまして、それを余りにも性急にやるということになりますと、まず最初に、例えば年金財源の不足があり、それをどうするかという方向に走ってしまうわけでありまして、公的年金制度はどうあるべきかという長期の展望、この視点というのは非常に大事でありますけれども、もう本当に急ぐ余り、いわば稚拙なそういう年金統合というのは絶対慎んでいただきたいということ、特に厚生大臣に今後の検討の課題として強く要望しておきたいと思ひます。

それから、農林水産大臣に對しましては、何回かこの委員会でも大臣が明言されておられるわけでありまして、農林年金制度ができた目的にまだまだ到達しておらない、したがって、この年金制度のまますの充実発展という点を所管大臣としてきちっと今後やっていただきたい、特に強く要望しておきます。

厚生大臣にはお忙しい中を出席していただきましてありがとうございます。幾つかの点につきましては、審議官もおいでになっておりますので、厚生省の考え方については審議官からお聞きしたいと思ひます。ありがたうございました。

今回の改正の中で、プラス・マイナスいろいろな点があるわけでありまして。政府が考えておりますプラスもあるでしょう。しかし、我々の方から見ますと、これは被用者組合員の大きな負担、国民全体の負担増を強ひますし、給付は切り下げられるという面がございまして、これは大改悪法案であると考えておる次第でございます。この中で幾つかの問題について考え方をただしたいと思ひますので、先ほどいろいろ串原委員からお話がございます。したがって、重複する点がございますので、省略しながら、なおその点について詰めてみたいと思ひます。

まず第一に、これからの所要財源、率、いろいろ御説明ございましたが、不足財源が出てくるわけでありまして。この不足財源をどういう方法で補てんされるつもりなのか、そこからお尋ねしたいと思ひます。

○後藤(康)政府委員 現在、農林年金制度は五年に一度のちやうど再計算の時期に当たっております。今、年金当局におきまして学識経験者も入れました研究会をつくって、保険数理に基づきましていろいろな基礎データのとり方等の検討をしていただいておりますのでございまして、その際発生いたしました不足財源につきましては、国庫補助相当分等を除きましてこれがほぼ掛金率に反映されることになるわけでございまして、この不足財源が非常に大幅に発生しまして掛金率に反映することによって、他の共済制度の掛金率と比較して非常に均衡を失うというような場合につきましては、他の共済制度の掛金率も勘案いたしまして均衡を失ないように措置しなければならぬと考えております。

現在まだ検討中でございますので、この研究会の報告が来年の一月なり二月に出た段階で、具体的に農林年金の定款で定める掛金率を幾らにするかということの検討を行うことになるかと思っております。

○細谷(昭)委員 この不足財源の補てんについては、いろいろ現在までやってきておる方法は三つあると私は思ひます。

一つは、今言つたように掛金に反映するという方法、これが一番普通の方法だと思ひます。しかしこれは限界がある。これは今まで各委員から指摘されたとおりであります。

もう一つの方法は、国庫補助金の助成の問題ですが、現在一八%プラス一・八二%、一九・八二%ということなんです。これをふやすという構え方、これが必要だと私は思ひますが、その点どうですか。

○後藤(康)政府委員 農林年金も含めての共済年金に對します国庫の助成の仕組みが、今度の制度改正によつて変わることが予定されておるわけで



でございます。今度基礎年金が導入されることに伴いまして、各共済年金が国民年金に拠出したしまし、拠出金額の三分の一を国庫補助として統一的に助成をするということになりました。もちろん、国民年金が充足をいたした昭和三十六年以前につきましては、従来どおりの一八％と一・八二％という助成の仕組みが続きますが、それ以後につきましては各共済年金共通の補助の制度になるわけでございます。

○細谷(昭)委員 その次に、もう一つのその他の方法としては、これも申原委員から指摘がありました。農林水産予算の中で農林漁業団体の相互扶助事業、現在は六億でございますが、諸団体が六億を拠出して十二億を年金財政の方へいわばやつておる、これは組合員自体の掛金を大きくカバヤをしておると私は思うわけです。これを具体的に上げていくということ、これは非常に大事だと私は思うのです。

といひますのは、先ほど大臣も言っておりますが、農林漁業団体の状況といひますのは、例えば男女間の格差にしましても、それから各団体の関係のものを見ましても、まだまだ物すごい差があるわけです。とてもとても県庁の出先の皆さん方、役場の皆さん方とは比べものにならないというひどいところが多いわけですよ。そういう実情を考えますと、この相互扶助の事業をやしていく。今は六億でしょう。思い切つてそれを十億にする、そして片っ方から十億、こういう形で今の十二億を二十億にしていく、こういう考え方というのはいは具体的で、しかもその場に極めてびつたり合う施策だと私は思うんですよ。六十一年度予算でこの増額を検討しておられるのかどうか、その点どうですか。

○後藤(康)政府委員 先ほど申し上げましたように、農林年金につきましても助成は、各共済年金に對します助成、方式、考え方を全く同一にするということでございますが、この相互扶助事業補助金につきましては、結果的に農林年金の財政なり組合員の負担の軽減に役立っているということ

がございまして、農林年金制度の行います給付費等に対します補助金は性格を異にしておりまして、財政事情が非常に厳しい折から、また財政当局はこれについてもかなり厳しい態度を示しておりまして、私も私どももいたしましては、農林漁業団体の自主的な拠出金に基づくものであり、またその呼び水としての役割を大きく果たしているということ、今後ともその確保に努めてまいりたいと考えておりまして、六億一千万円を六十一年度に向けても要求いたしておるところでございます。

○細谷(昭)委員 きょうは大蔵省からも来ておられるはずなんです、大蔵省の皆さん方にもその点は十分考えていただきたいと思うんですよ。ほかの共済の皆さん方とのいろいろな比較で、しかも国公、地公と違ひまして、この農林年金の場合は全く民間のしかも零細企業が多いという実態でありますので、政府の施策ということ十二分に考えていただかなくては行けないというふうに思っています。

次に、既裁定年金の額の改定について修正してほしい点がございまして。それは、物価スライドの導入によつて、通算年金の支給水準が上がつてくるまで年金アップが停止されるということはこの法案によつてはつきりしているわけでありまして、これは年金というものをただ一つの生活の糧にしておる高齢者にとつては大変な問題だと思ふのです。これは人情論という形で片づけられない問題があるわけでありまして、私たちは期待権と言つてはいるわけですが、この期待権を著しく損なうものである。

そこで、恩給は全く総務庁の問題なんです、恩給等の改善があつた場合には、物価上昇が五％というふうにとらわれないで政令で変えていけるよう、今までは議員立法でやつておりましたが、一々議員立法なんて言わないで、五％以内であっても自動的に政令でアップできるような措置に政府自体が修正すべきではないか、こう思うのです、いかがですか。

○後藤(康)政府委員 恩給改定が行われました場合に物価上昇率が五％以下であつても政令で自動改定ができるようにすべきではないか、こういうお尋ねでございますが、年金額の改定につきましては、物価上昇率が五％未満でございまして、老人、障害者に対して社会、経済情勢に対応した適切な配慮がなされる必要があること等から、そのたびごとに政策判断として改定の措置を講じてきていまして、諸般の事情を勘案して対処してまいりたいと考えております。

○細谷(昭)委員 私は大臣に特に要望したいのですが、閣議等で恐らく恩給等の問題が出てくると思うのです。そういう場合には今言つたようなことが出てくるわけですが、大臣、その点はお考えはどうですか。

○佐藤(昭)大臣 細谷先生にお答えしますが、今局長の答弁したとおりでございます。

○細谷(昭)委員 そういう人たちの立場に立ちますと、本当は恩給も同じなんです。したがつて、恩給が上がつたらこちらの方も上がる、これは少なくとも制度間の不均衡という点で考えまして、恩給の人だけが苦しいわけじゃないのですから、閣議等で出ましたら、そういう形でぜひとも大臣から強く主張していただきたい、こう思うのです。

次に、四番の問題ですが、施行日以前に受給権を有しておる人が施行日以後に退職した場合、現在の従前額保障年金についても、今言いましたような既裁定年金者と同じような額の改定、つまりアップをスライド制によつてやるべきじゃないかと思ふのですが、局長、その点いかがでしょう。

○後藤(康)政府委員 既裁定の方、あるいはまた法施行日におきまして組合員期間二十年以上の方々についての既得権なり期待権の保障措置に関しまして、一定期間スライドを停止することにいたしております。

これにつきまして、年金受給者あるいは期待権を持つてゐる方々の楽しみを奪うというお話、ま

た年金受給者の方々からそういうことについてのいろいろな御要望も私どもも伺つておるわけでございますが、こういう措置は、制度の改正に伴ひまして既得権とか期待権を保障するための特別の措置でございまして、これに物価スライドを続けてまいることにつきましては、やはり施行日以後の年金受給者と現役組合員との給付と負担の均衡であります。と、あるいは施行日以後に新たに年金を受ける方と既に年金を受けている方との給付のバランスというような問題もございまして、スライドのやり方にもよりまして、スライドを実施いたしますれば給付がどうしてもふえる、そうしますと少なくともその一部は必ず組合員の方々の負担になるということもございまして、そういった問題を総合的に勘案いたしまして、各種共済年金制度共通の措置としてこのスライドの足踏み措置を決定いたしましたわけでございます。

○細谷(昭)委員 また、施行日以後の期間の掛金については、具体的には掛け捨てになるわけですね。これはやはりいただけないと思うのです。あらかじめ掛け捨てになるということがはつきりわかつておつて組合費を出す、それが社会保障です。と、言つても、これはいただけないと思うのです。したがつて、こういう激変緩和措置という点で掛金の一部を返還するという措置はできませんか。

それから、ちよつと局長に要望しておきます。実は理事会の決定で質問時間を十分短縮させられましたので、答弁は短くお願いします。

○後藤(康)政府委員 既得権、期待権を保障いたします場合に、その後の組合員期間の掛金が給付に反映しなくなるといふお話でございますけれども、年金は世代間それから世代の中での相互扶助という仕組みによつて成り立っておりますし、また、二十一年目、二年目に仮に不幸にして障害を受けられたという場合には、二十五年、三百カ月分の保障を受けられるということでもございまして、その後の組合員期間とか掛金が全く

昭和六十年十二月三日

むだになるということではございません。その辺もひとつ御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○細谷(昭)委員 しかし、そういう障害を受ける人などは何%、コンマ以下だと思ふのです。その人たちのために大部分の九十何%の人がみすみす掛け捨てになるなんていうこと、これもおかしな話なんですね。したがって、やはり温かい配慮がどうしても必要だと思ふのです。その話は局長から何回も聞きましたが、これは私は全くこじつけだと思ふのですよ、はつきりわかっているのですから。この点、政府として手直しをすべきじゃないか。強く要望しておきたいと思ひます。

次に、遺族年金の問題ですが、遺族年金の生計維持関係の要件というものが、年金制度間で不均衡があります。例えば大蔵、農林は二百四十万円まで、地共の方は五百四十万円まで、そして厚生年金につきましては実態によつて決める。生計維持というものは基本的に同じなんです。ところがこの生計維持関係の要件というのが皆違ふ。これはもう完全におかしな話なんです。これは当然直すべきである。

同様なことがもう一つ農林年金の旧法適用者の場合もあります。農林年金の旧法適用者の最低保障額が年五十万一千円、これに四万円手当がつきまして五十四万一千円なんです。これは拠出しておらないところの国民年金の場合、無拠出の障害年金の場合は同じ一級全盲で四十七万七千円プラス福祉手当の十四万円、合計すると六十一万七千円なんです。拠出しておる方の一級の全盲が少なくなくて、無拠出の国民年金の方が多い。これは何といつても制度間の不均衡ですよ。これも手直しすべきだと思ふのです。

こういうような問題につきまして幾つかあるわけですが、これはわかっている問題なんです。すべからずこういう問題は精査しまして手直しをする、それでこそ今回の制度間の不均衡を是正する

という趣旨に合うのではないかと私は思ふのです。この点いかがでしょう。

○後藤(康)政府委員 二点お尋ねがございましたが、最初の生計維持認定基準の問題でございまして、厚生年金と共済年金、そしてまた共済年金の中でも取り扱いを異にしておるという問題がありましては御指摘のとおりでございまして。今回、共済年金につきまして法律上の規定も統一したものにいたしまして、その具体的な内容につきましては今後定めることになっておりますけれども、その際には、共済組合制度間の均衡とか厚生年金との均衡に一層配慮するように努力をしてみたいと思つております。

それから、二番目の旧法障害年金の最低保障額と国民年金の障害福祉年金との関係の問題でございまして、確かに御指摘のような問題はございまして、けれども、これにつきましては、農林年金は旧法年金でございまして掛金によつて給付を賄う社会保険方式を採用しておりますので、無拠出の福祉年金とはやや性格を異にしております。

それから第二には、この問題は農林年金制度のみの問題ではございまして、各共済制度、恩給とも関連をする問題であること等から、この是正につきましては、従来こういった委員会の場でもお尋ねがありました際に、なかなか困難であるといふことを申し上げてまいりましたところでございます。しかし、今回の農林年金の改革におきましては、新しい全国民共通の基礎年金制度の導入といふことにもかんがみまして、新旧年金の切りかえが農林年金の場合は昭和三十九年でございまして、他の共済制度に比べて遅かったという事情がございまして。そこで、国民年金施行の昭和三十六年以降の期間でもかなり長期に旧法年金期間があるといふことは問題があるといふことを考えまして、従来の新旧年金の格差を解消するといふことといたしたところでございまして、障害年金の最低保障額につきましてもこれによつて改善を図るといふことといたしております。

○細谷(昭)委員 大臣、今私は、現行の改正案で

ありましても落ちこぼれまじたいいろいろな問題があるといふことを指摘しておるわけであります。今までのこの委員会でも取り上げられた問題、まだまだあるのですよ。大臣、何としてもこういうふうな制度から落ちこぼれておる問題、これを一つ一つ落ち穂拾いをしながら、なるべく早い機会にこれは是正をする、今努力をするといふふうな局長から言われまじやう、大臣の所管事項でございまして、この是正については極力急いでいたいただきたいと要望を申し上げたいと思ひます。

次に、農林漁業団体職員の定年制の延長の問題でございまして。先ほど申原委員からもお話がございました。この必要性というものはもう論をまたないわけでありまして、先日の参考人の御意見でも、この問題は急速には期待できないというお話がございました。三割は現在六十歳定年実施中、三割は現在進行中である。したがって、進行中というのは五十六、五十七、五十八といふことだと思ふのです。あと五、六、七、八といふことだと思ふのです。これは私はゆゆしい問題だと思ふのです。

五十五歳定年といひましても、私たちの身の回りの農協、漁協では、御婦人は五十歳定年なんです。これは憲法違反なんです。何回か次官通達も出しておるのですが、依然として御婦人の定年制というのが低い。男女同権でないのです。これは大変ゆゆしい問題だと思ふのです。男女雇用均等法なんかはまだ農村に浸透しておらない。まことに遺憾だと思ふのです。

そういう状況の中でこういうふうな改正案なんです。御婦人からしますと十年間も無年金が続くといふことなんです。男子であつても五年。どうします、これは簡単に、ほかの団体のことなどからとんきなことを言つておれない。決めたのは政府なんです。一体こういうふうな指導といふのを局長並びに大臣はどういうふうなされるつもりなのか。百年河清を待つ話なんです。去年もおとしも私たちはこの委員会での問題を取

り上げました。しかし依然として参考人の意見は前途ほど遠しいという意見でありました。どうしますか。

○後藤(康)政府委員 農林年金の支給開始年齢が現在五十六歳でございまして。つなぎ年金の支給開始年齢が昭和七十年に向けて六十歳にまで引き上げられていく、その支給開始年齢の六十歳への引き上げに合せて、支給開始年齢と定年年齢との間の開きを生じないよう指導に努力をしてみたいといふふうな思つております。

私どももこれはそう簡単なことではないといふふうに正直言つて思つております。農林漁業団体も経営基盤の非常に強いものから弱いものまでさまざまございまして。ただ、先日の参考人のお話が出ましたけれども、あのときも、全国農協中央会としては昭和六十四、五年に約六割の農協はいけるであろう、残りの四割の農協を昭和七十年に向けて、残りの五年なり六年の間にどうやうして六十歳定年に持つていくかといふことで、系統団体としても努力したいといふことを言つておられましたので、系統団体と提携をしまして、そして労働省とも御相談をしながら、私どもとして関係団体によく指導をするように努めてまいりたいといふふうな思つております。

○細谷(昭)委員 実際問題として定年制が実施できない状況というのは何なのか。我々の周囲の農協の実情からしますと、婦人といひますか女子を雇用した場合はほとんど臨時職員なんです。そうして、大体お嫁さんになる際にはおやめ願うといふ形で臨時職員に配置をしておく。給料は低い、責任ある仕事にはつけない、そして新陳代謝を下の方でどんどんするわけですね。定年制をして男女ともに延ばしていきますと、結局はだんだんに給料が高くなりましてこれが組合の財政を圧迫する。ですから、どんどん下の方で回転をさせて、ローテーションさせてやつた方がいいといふ経営方針を一般にやつているのじゃないかと思ふのです。農協はまだいい方なんです。土地改良、森林組合、小さな漁協となりますと大変な問題な



んです。

ですから、私はこの年金問題とは無関係ではないと思うのですが、委員会でも皆さん方が取り上げられる問題は、農協なり農林漁業団体に格別の財政措置なり援助をしないとだめですよと言っているのはそのことですね。優秀な人材を集めるにしてもなかなか言うほどにできない。先ほど大臣も言いましたが、農林年金が厚生年金から独立をして共済制度に変わったというゆえんもそこにあったわけです。しかし、道遠し、なかなかそれを實現できない。それは農林漁業団体の持つ背景の農林漁業そのものが衰微しているということもありますが、今言った農林団体の経済的基盤が非常に弱いということに原因があるわけなんです。

よ。そこら辺をたたかないでは、一片の通達ではこの定年制は上がってこない、こういうふうに見ざるを得ないわけですね。私が何回言ってもこれは同じことになっている。私もほとほとこの問題についての根の深いことに思いをいたしておるわけでありまして、この問題は大臣、どうです。単なる通達でできますか、私はできないと思うのです。

○後藤(康)政府委員 女子の職員の方々の在職期間が男子に比べて短いということについては、確かに当該団体の経営基盤という問題もございまして、けれども、それ以外の要因もいろいろ関連をしている問題ではないかというふうに思っております。

しかし、今お話がございましたように、定年の延長、そしてまた定年が延びた方々の賃金確保をどうするかということを含めて、やはりすぐれて個別の団体の経営の問題であるということは確かでございます。今、一片の指導であるかというお話がございましたけれども、そういう定年の延長、そしてまた適切な雇用関係を実現するためにその団体の経営基盤というものが十分強固なものでなければならぬことは私も十分認識をしております。これは私も、農協を初めといたします団体行政全体の問題であると認識をしております。

ます。

○細谷(昭)委員 この問題につきまして私たちが心配しておりますのは、今回の改正で先ほども言いましたように御婦人では十年間も無年金が続くということですね。しかも、そう簡単に転職ができるわけでもない。せっかく掛金を掛けても、このとおり、せんだつてまでは五十五歳、今度は六十歳、今度は六十五歳というふうにとりこんで、六十歳の方が先に進んでしまふ。そして、農林は立ちおかれておりますので、全く年金に対する期待感がなくなってしまう。ひいては、何のために掛金を掛けてあるのか。五十歳でやめまして一体どうします、六十歳にならない前に死ぬことだつてあるんです。

私は、こういう問題は人間の問題として、やはり外堀を埋める、内堀を埋めるといふ形で制度と実態が合う形をとってもらわなければ困ると思うのです。今のところ制度の方が先にひとり歩きしているのです。このことを強く指摘をしたいと思うのです。何とかひとつ、今後ともいろいろな点で、農林漁業団体に對するいわゆる財政的の援助を含めまして、この点の実態を埋め合わせるという努力を続けていただきたいと思います。

同時に、臨時職員の問題なんです、今回は非常に臨時職員が入りやすくなっているわけなんです。今までは四月以上でなければならぬけれども、今では一カ月でも農林年金に入れる。この機会に、年金財政の基盤を強化する意味でも、団体の加入とあわせてこの臨時職員の加入というものを本腰を入れたらどうかと思うのですが、その隘路は何でしょう。いわゆる臨時職員が入らないという隘路は。

○後藤(康)政府委員 やはりいろいろさまであると思います。一つは制度が十分PRが行き届いていないというふうなこともあらうかと思ひます。また、文字どおり非常に短期でお仕事をなさつておられる方の中には、掛金を掛けても掛け捨てになるということで、御自分で計算をされてあえて入らないという方もおられるというふう

私ども考えております。

○細谷(昭)委員 次に、臨時職員の問題についてもそうですが、やはりどうしても組合員の数をふやす、団体の数をふやすということが今言いましたように財政基盤の強化につながるのですから、この機会に関係団体にお願ひしまして新規加入を増加させるということを一過本格的にやってみたらどうかと思ひます。今度一元化という方向をたどりまして、現在は厚生年金の方がいいやというところで団体加入は実際問題としてなかなか難しくなつてきているわけですよ。ですから、さつき言いました農林年金の独自性といひますか、有利性といふものをもっと加味していかなければいけない、味つけをしていかないとなかなかふえないという問題もございまして、どうか今後とも、こういう臨時職員の組合加入も含めまして、団体加入というものについても十分意を用いていただきたいというふうに要望をしておきます。

次の問題は、今回の改正で併給支給の制限がございまして、この併給支給の制限の問題でございまして、遺族年金の場合、これまでよりも大きく改善されておる面というのがございまして、この点を私は評価をしておるわけでありまして、しかし、一方で共済の夫または妻の遺族年金が画一的に併給禁止になるということになりますと、実質的には片一方の掛金が掛け捨てになるということに通ずるわけでありまして、これは本来の目的を果たさないばかりではなくて、年金への不信感を招きかねないという問題でございまして、

具体的には、こういうケースについて一定額保障すべきじゃないか、私はこういうふうに思ふのですが、その点いかがでしょうか。

○後藤(康)政府委員 まず、今回の制度改正におきまして、やはり年金の併給調整によりまして給付の重複を避け、また給付の重点化を図るということをはねらいたしてございまして、これは御案内のとおりでございまして、併給調整の対象になります部分は厚生年金相当部分でございまして、いわゆる三階建ての職域年金部分につきましては、農

林年金制度の独自給付ということで、他の制度の年金給付とは併給の調整は行わないということにいたしております。

今お話のございましたように、個々のケースについて見ますと、掛金の掛け捨てになっているではないかというケースももちろんあり得るわけですが、公的年金制度は世代間及び同一世代の中における均衡、相互扶助を考慮したシステムでございまして、民間の貯蓄的な個人年金とは違ふという点もひとつ御理解をいただきまして、特にこの農林年金は職域を同じくする者の相互扶助事業という性格を持っているということとひとつ御理解をいただきたいと思うわけでござい

ます。

○細谷(昭)委員 これは本当はまだあるのですよ。基礎年金の場合、言うなれば自身者と、世帯主といひますか、これと無職の奥さんの場合と、それから有職の共済をしておる御婦人の問題、こういう問題を絡めまして、それが共済制度、年金の社会保障の相互扶助ですよと言つてしまえばそれまでなんです、これは明らかにおかしいと思うのです。そうじゃありませんか、実際問題として。

私が言うのは、ある程度の併給の制限という調整は、これは私は必ずしも反対するものではない、しかし画一的な適用はおかしいですと言つてゐるんですよ。したがって、一定額の保障はすべきじゃないか。だんなが亡くなった、そのだんなの年金、これは遺族年金ですよ、それを有職の妻がある程度所得が多いということでも全然もえないとすれば、その人が何十年積み立てた年金というものは目的も失うし、そして今まではそうでなかったんですからね、この点やはり私は制度としてまことにむづかしい改正だと思ふのです。この点は私は一定額の保障をするように是正をすべきじゃないか、是正策を講ずる必要があるというふうに思ふのですが、どうです。制度としては今で

きなくとも、今後の検討課題にするという気持ちはありませんか。

○後藤(廣)政府委員 先ほど申し上げましたように、今回の制度改正におきまして、それぞれの年金によりましてその年金の制度の目的を達成するとして仕組みの中で併給の調整を図って、全体として整合性のとれた年金制度をつくっていくというところで御提案を申し上げておるわけでございまして、一部掛金の掛け捨てのケースが出るというようなことにつきましては、私が先ほど申し上げましたような御答弁をやはり申し上げざるを得ないかなというふうに思っております。

○細谷(昭)委員 この年金改正ということが、私が指摘しましたようないろいろな矛盾点が出てきておるのですね。それはなぜ出てきておるのかといふと、まず最初に年金財政の確立ありき、そしてその後に、そのために基礎年金の導入という形で年金財政をまず賄うことが大事だといふところから来ているのです。初めに年金ありきであれば、こういうふうないろいろな点を見通して進んでいくことができたと思うのです。私はやはりその点で、今回の改正というのは何と考へても改悪ではないか、こんなふうな思わざるを得ないのです。しかも、具体的なことを指摘しましても、結局そこへ逃げてしまふのです。多少の落ちこぼれは全体の年金の中でやむを得ぬじやないかという形で逃げてしまふのです。私はこれは非常に遺憾だと思ふのです。どうしてもこの点では納得がいかなぬというふうに思ふのです。

我が党は今までのいろいろな点を指摘してきましたが、やはり年金制度というのはだれしも最後の生活保障ということで期待をしておるわけです。その期待が、さつきも言いましたように制度がどんどん進行していく、世の中おっぼり出して進行していくわけですよ。しかも、皆さん方が言いますように、「高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化」何のことはない、黙っている年金財政がもう破裂してしまふんだから、この際に対応手をしな

なければいけない。応急手当ての方が先に来ちゃっている。そして本質的な人間の暮らしというのを置き去りにしていく。ここから出てきている矛盾だと思ふのです。どうか、この点では幾多のそういう矛盾、置き去りにされている点があるというところを十分腹に据えて、今後一つ一つ是正をしていく、この構えを持っていただきたい。

最後に、年金額の改定について、これはどうしても修正をしてもらいたい点があるのです。厚生年金では「国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合」と、年金額の改定について規定をしております。ところが、共済ではこの「賃金」を削除をしておるわけでありまして、これは大変おかしいと思うわけですね。不均衡ではないか。これは共済制度として早急に改めるべきだといふふうに思ふのですが、その点はいかがでしょう。

○後藤(廣)政府委員 御審議を願っております。案は、厚生年金、国民年金の国会審議の關係で申しますと、衆議院段階での修正は織り込んでございますが、参議院段階での修正事項につきましては織り込んでおりません。

ただ、私どもの理解では、今回の改正案におきまして物価上昇率による自動スライドを年金額改定の基本といたしておりますけれども、「生活水準」ということで規定されておりますので、賃金について一切考慮しないということになるものではないといふふうに考えておりますが、この点は私ども政府の実務的判断としてのあれでございます。最終的には国会でのいろいろな御意見を私どもとしても尊重をしてみたいというふうに思っております。

○細谷(昭)委員 最後に大臣に御要望申し上げます。その決意をお聞きしたいというふうに思っています。

(委員長退席、衛藤委員長代理着席)

私ども社会党はいろいろな点を今まで指摘してまいりました。たくさん問題がございます。今言いましたような是正すべき点、そして政府自身

がみずから修正を図るべき点、幾つか挙げてまいりました。この点は今後、今の時点ですぐに改正修正できなくても、一人の人間のそういういろいろな悩み、そういうことも十分配慮しながら、整合性のある、しかもみんなが頼りになる年金制度、こういうことにするために、こういういろいろな問題については是正とそれから農林漁業団体の充実強化のための指導、この点について今まで以上のいわゆる財政的な援助も含めてやっていただきたい、このことを要望したいと思ふのですが、最後に御決意をお伺いして、終わりたいと思ふます。

○佐藤國務大臣 先生にお答えします。

先ほどから経過を聞いておりました、農林年金制度の充実につきましては、農林年金制度の発足の経緯、経過等を踏まえながらその充実に一層努力してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○細谷(昭)委員 終わります。

○衛藤委員長代理 武田一夫君。

○武田委員 私は、今皆さん方がおる質問なさいましたし、これまで多くの時間をかけて審議をされましたし、また参考人等の御意見も聞きまして、農林年金制度の問題について、時間も四十分で、しかもそれも多少早目という要望もございまして、十分にその趣旨に沿うように要点だけ質問したい。その意味からも、しっかりと答弁と簡潔な答弁をひとつ期待をしておきたいと思うのでございます。

公的年金制度の一元化、それから基礎年金の導入といふことは、これは我々公明党の年来の主張でございます。非常に結構なことだ、こういうふうにして異論はないところでございまして、しかしながら、基礎年金の導入に当たっていわゆる国民のひとしく保障される基礎年金導入の基本理念に十分にこたえることができなかったという点で非常に残念でございました。年金制度のこれから永遠にわたる信頼性を確保することは政府の大仕事であり、そのために最善を尽くすべきで

あると私は思ふわけでございます。そういう意味で、今回の改正というのはいろいろな点から重要な意味、意義を持っていると言わざるを得ません。

そこで、我々はこれまで十分な審議を重ねつつ慎重に審議を続けてきたわけでございますが、これまでのいろいろな質疑のやりとりの中で、もう一度確認をしながら総括的に御質問したい点がある点がございますから、その点に対する御答弁をまずお願いを申し上げます。

きょうは厚生省の皆さんにおいでいただいたというわけであります。予定したよりはちよつと少ない目になりましたが、半分くらいになりましたけれども、御勘弁をいただき、ひとつお答えをいたしたいと思ひます。

第一番目に厚生省にお尋ねしたいことは、公的年金の一元化の内容あるいはスケジュールが非常に明確性を欠いている、要するにスケジュール等が明確でないということが指摘されておるわけでありまして、これは今後できるだけ速やかにその内容を国民の前に明らかに示すことが必要じゃないか、この点についていかがお考えか、これがまず第一点。

時間の都合でまとめて質問をしておきます。よろしく願ひします。

それから二番目は、政府の年金行政に対する姿勢の問題であります。全国民に対して皆年金制が実現したと国民年金の発足に胸を張ってきたわけでありまして、成熟度の進行による国庫負担の増大などから、早くも被用者年金制度に負担を転嫁しようとする、これはまさに遺憾でございまして、いかに国の財政難とはいひながら、手のひらを返すようなこういうやり方、政策転換というのは私は容認できないと思ふのでございます。この点についていかが考え、今後どのように対応なさるか、二点目として質問いたします。

そして三番目、先ほどもありましたが、要するに年金というものの、特に基礎年金五万円の問題で

あります。これは果たして十分なものとかが、この点であります。老後の生活を十分に保障する、それが基礎年金の重要な部分であろう、こういうふうな思いがあるかという点についてもう一度御所見をお聞かせ願いたい。

そして最後に、年金財政の将来の見通しについて簡潔に御答弁をいただきたい。

この四点をまとめてお答えをいただきたい、こういうふうな思いです。

○鈴木説明員 私から第一点と第二点についてお答えいたします。

年金の一元化でございますけれども、年金制度改革につきましては、既に御承知のとおり、国民年金、厚生年金保険につきまして基礎年金の導入等の改正を行い、共済年金につきましてもう一つ御審議が行われているところでございます。昭和六十一年度以降におきましては、以上の措置を踏まえまして給付と負担の両面におきまして制度間の調整を進め、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させるというスケジュールになっております。

この制度間調整をどのように進めるか、また年金一元化につきましてどのような内容を目指すかということにつきましては、今後政府部内におきまして十分検討を尽くしていかなければならない課題であると考えております。いずれにいたしましても、今後一元化を進めるに当たりましては、公的年金制度全体につきましての長期的安定、給付と負担の公平性の確保、こういったところを中心と考えていきたい、このように思っております。

それからお尋ねの第二点でございますが、一連の年金改革の基本姿勢についてのお尋ねだと理解いたしましたけれども、また先ほどの話と若干重複する点もございますけれども、今回の年金改正の基本目標は、本格的な高齢化社会の到来に備えまして、公的年金制度を長期的に安定したものに、また公平なものにしていくということが大切

であるわけでございますが、その基盤を確保することであるというように基本的に考えております。

こうした観点に立ちまして、まず第一点は基礎年金の導入ということでございますが、これによりまして各種の制度間の格差を是正し、またそれぞれ個々の制度に分かれておりますことに伴う諸問題の解決を図る、各制度の基盤の安定化を図る、こういったことを考えたわけでございます。

また、もう一点の大きな改正のポイントは給付と負担の適正化を図ることとございまして、現在の制度のまま放置いたしますと、今後ますます負担のレベルが非常に高くなつてしまふ、こういったところをどうやって適正化していくか、このためにはやはり給付水準の適正化ということも、非常に重要な面もあるわけでございますけれども、こういった面もやむを得ないといった考えから、給付と負担の適正化を図って保険料負担をかなり軽減していく、こういったことを考えたわけでございます。

○谷口説明員 お答え申し上げます。

基礎年金の現在の水準が果たして老後生活の保障をするに足るものであるかどうかという点についてのお尋ねでございます。

基礎年金の月額五万円につきましては、御案内のように、私どもとしましては老後生活の基礎的部分を保障するような水準ということと月額五万円の水準を設定いたしましたものでございまして、この水準につきましてはいろいろな御議論があるわけでございまして、基礎的な部分を保障するということと月額五万円、そして御夫婦十万円の水準は、私どもとしましては、負担の関係等々考慮いたしますと妥当な水準ではなからうか、かように考えておる次第でございます。

○坪野説明員 財政見通しの御質問でございますけれども、国民年金、いわゆる基礎年金につきましては、昭和五十九年度価格で六十一年の保険料を六千八百円ということ想定いたしましたとして、毎年実質価格で三百円ずつ上乗せしていきまして、

昭和八十二年に一万三千円ということ前提にして収支バランスを考えますと、積立金が常時一年程度は維持できるということで、将来の支払いには全く支障はないというふうに考えているわけでございます。

○武田委員 一つだけ、今の三人の中で基礎年金の問題でもう一度聞きます。

基礎的部分を保障するという答弁、そして食料、住居、被服費等の実態を踏まえた試算が五万円という答弁です。しかしながら、現在の生活保護費というのは二級地で単身者が六万八千七百四十円、夫婦で十万七千五百四十三円、総務庁の全国消費実態調査によると、高齢の単身者で月七万七千七百五十円かかるということでありまして、これらを考えただけでも五万円というのはいかに少ない過ぎるのではないですか。

政府の食料費、住居費、被服費等を合計すると、大体老人の一月の消費支出額が四万七千六百円程度かかるから五万円にしたのだということと聞いています。その中で、例えば保健費とか通信、交通費というのは、これは老後といつても六十五歳から七十五歳、八十歳というときに、しかも今そういう方々は非常に元気でございまして、社交性も非常に豊かになっております。こういうことを考えたときに、そういうものは五万円の試算の中に要素として入っているのかどうか、この点はいかがなんでしょうか。

○谷口説明員 お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げましたように、老後生活の基礎的部分ということで、先はお話ありましたように、私どもとしましては、この基礎的部分といたしましては総理府の全国消費実態調査等をもとにいたしまして、食料費でございますとか住居費あるいは被服費、さらには光熱費、こういったものが老後生活の基礎的部分になるのではないかと、いうように考えたわけでございます。そして、先ほど申し上げました調査で、五十九年度の時点で、もってそういった基礎的部分が六十五歳以上の単身者の方についてどのくらいかかるかという推計

をいたしました、それが約四万七千六百円というのにも勘案いたしまして五万円の水準を設定したわけでございます。

先生お話をいたしましたように、それ以外の交際費等々につきましては基礎的部分に入らないのかという御指摘でございますが、私どもとしましては、やはりその基礎的部分といたしましては、いわゆる衣食住を中心とするこういった費用を基礎的部分と考えるのが妥当ではなからうかということと、先ほど申し上げました四万七千六百円という実態を勘案いたしまして月額五万円、そして御夫婦十万円というのには妥当な水準ではなからうかということと設定いたしましたものでございます。

○武田委員 基礎年金が無拠出の生活保護費水準より下回るというのではやはり納得はできないわけであります。少なくともぎりぎりの線で五万五千円、夫婦十一万円というのを我々は要求したわけであります。今後、こうした一つの衣食住と状況、変化を踏まえた、要するに老人の生活を支える部分が広がりが出てきているのだということをもっと実態を調査した上で、この問題について、やはり改正を含めた充実した方向で基礎年金を高めてやるということは必要であらうということと、私は強く要望しておきます。時間の関係でそれ以上は質問いたしません。厚生省の皆さん方には大変ありがとうございます。

そこで、大臣に伺います。今回のこの改正に当たって、いろいろな問題が指摘されてことで議論が交わされました。その中で、大変心配な点が多いわけでありますから、その点申し上げて、それに対してどのように対応なさるつもりかお聞きしたいと思っております。

五十九年度末における農林年金の財政状況等を見ますと、組合員数の伸びが頭打ちになった。それから給付費が掛金収入を上回った。それからこの五年間で約三分の三十の不足財源が生じた。それから、現行制度のままでは将来の掛金率は千分の四百四十以上になるというような点が指摘され

ているわけでありませう。

そこで、いろいろな質疑あるいはまた参考人の意見等の中で心配な点がある被懸されたわけでありませうが、その中で、まずこの農林年金につきましても、組織基盤、財政基盤が非常に十分でない、経営状態も非常に十分とは言えない、それにもかかわらず国庫負担が期待できない、国庫負担の助成の削減ということであれば、今後健全な制度運営が果たしてできるものかどうかという不安が起つてくるわけでありませう。農林年金の将来はどうなるのだという大きな疑問と心配がございませう。

農林年金が従来職域で果たしてきた大きな役割、あるいはまたその職域の特性をよく考えたときに、退職年金としての財政基盤の強化というのは国の重要な課題ではないかという問題について、どのようにお考えになつておられるのか、まずこの問題からひとつ大臣にお尋ねをしたいと思います。

○佐藤國務大臣 武田先生にお答えいたします。農林漁業団体は、基本的には農林漁業者の自主的協同組織として、我が国農林漁業の発展と農林漁業者の経済的、社会的地位の向上に大きな役割を果たしてきたところでございませう。

近年における農林漁業というのは、厳しい情勢のもとでこれら農林漁業団体の果たすべき役割への期待が一層増大しておりますが、また一方におきましては、農山漁村の混住化、兼業化の進行等、その組織基盤の変化の中で農林漁業者の自主的協同組織としての本来の使命を再確認し、常にその業務運営のあり方を見直し、組合員のニーズにこたえる事業活動と経費節減等による経営合理化の推進が必要と考えており、農林水産省としても必要に応じて適切な指導を行つてまいりたい、このように考えておるわけでございます。

また、農林漁業団体の大宗を占める農協系統組織においても、本年十月の第十七回全国農協大会においてこのような方向で今後の農協活動を展開することを決議しており、今後その実践を図ることとしております。我が省としても、この農協系統

組織における取り組みを見守りつつ適切に指導をしてまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○武田委員 この農林年金の充実ということは、とりもなおさずその周辺のいろいろな条件、いわゆる基盤整備といひますか、これが重要になってくる。平均的には給与も低い、年金額も低いといふことを考えますと、よき人材、立派な、優秀な人材の確保というのは非常に困難になるし、それがまたひいてはその基盤を弱くするということの繰り返しなわけですね。特に、それでなくても農林漁業を取り巻く環境は厳しいわけでありませうから、この際、それを強く支えていくことが大事ではないか。

この間、関係者に聞きましたら、農林年金というのは老後の保障を支える一つの大きな支えである。となれば、その支えをしつかりした頑丈な支えにしていくのは当然で、それが弱い、台風が来たら来ただけでつぶれたり、とれたり、折れたりするような支えであつてはならぬ。これは農林漁業においては、特に条件、環境の悪さから考えたときに、ここに関与する団体職員の方々がしつかりと安心して現実の仕事に取り組み、老後を保障してやる、こういうことに心を砕くのは当然のことでございます。

ですから、そうした基盤整備の問題につきましても、当局としては今後十分な対応をしないてはならないと思ひますが、その点についてはどういふふうにお考えでございますか。

○佐藤國務大臣 お答えします。基盤整備の充実については、今後一層の努力をしてまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○武田委員 財政的な問題で削減の傾向が強くなるということになりますと、結局はそれは組合員の負担の増加ということになつてしまふ。それだけでなくも相当大きい、重い負担であつて、しかも先ほど申し上げました給与水準も平均額がほかよりも低い。適正な負担のあり方あるいは世代間の

負担の公平化の問題ということを考えたときに、掛金を掛ける皆さん方も相互扶助の精神ということとで、若い者がお年寄りの面倒を見なくてはならないんだ、そういう人間の非常に強い連帯感の中で行われる年金制度の骨子から言へば、そういう方々がそういう気持ちであつても、それにたえられないような負担ということになれば、これはいかかというものでありませう。

また、いただく方にしてみれば、やはり安心して老後を送つていけるようにしなければならぬ。老後の支えというのは、それは退職金の方もあるでしょう、こういう年金あるいは個人の貯蓄といふような三本の柱が老後の保障の全体だといふかも知れぬけれども、しかし、それを全部備えている人といふのもそういないと私は思うので、そういうときに、三本柱が一本削られ、二本削られて一本しかないといふような方々の老後を十分保障するだけの年金給付といふのが必要だといふことでありますから、この点のバランスといひますか、つり合ひといふものを十分に考えることは必要でありますけれども、その両方に十分に納得いくような対応をしなければならぬということとは当然であります。

その点について今回の改正は非常に不安きわまりない内容であるといふことが指摘されておりますが、こうした方々の不安の解消にどのようにして努めていかれるつもりか、ひとつ御見解を聞かせていただきたいと思います。

○後藤（憲）政府委員 御指摘ございましたように、給付と負担の均衡を図るという場合に、ではそれをどこでバランスをとるか、なかなか難しい問題でございます。農林年金の関係者にもいろいろな場でのいろいろな御意見を伺ひ、またこの制度改正の検討の経過も御説明をしながらやつてまいりましたけれども、現に年金を受けておられる方、近く卒業して年金を受けられようとする方、それから、まだ若くてこれから長期間掛金を払つていくこととする方、それそれやはり御意見の違つたところも少なからずあるわけでございます。

今回の改正につきましては、現在の給付の内容、水準をそのまま維持するといひますと組合員の負担が現在の千分の百九の四倍になるといふこととで、これはやはり負担の限界を超えるのではなかつたかといふことからこれを三倍程度にとどめたい、そしてまた給付につきましても、これからの制度の成熟、そして組合員期間の伸長ということを考えてみると、四十年度の組合員期間で現役の方々の所得の大体七割程度といふところをめどにしてバランスを図るということ全体を仕組んだわけでございます。給付、負担両面に配慮をしてこのような仕組みを御提案申し上げたというわけでございます。

○武田委員 年金の掛金の負担が大きくなる、反面、受給額が切り込まれるといふのは、国の財政政策の犠牲になつたんだといふことをはつきり言つておられるわけですね。これは年金制度に対する信用といふものを失墜させるのではないかと。

農家をずっと歩いてみますと、若い連中の中には、冗談ではありますけれども、それよりはもう我々自分のことは自分で守らなくてはいいかぬから、郵便貯金や銀行、そういうところによつて自己防衛した方がいいという考えが、少しずつではあるけれども出てきている、これは恐ろしいことだと思ひます。年金に対する信用といふものが持てなくなつて、将来に対する不安が出てきている、これは重大な問題だと思ひます。そういうことが発生すれば、農村だけでなく一般のサラリーマンの中にもそういうものがもし出てきたとすれば、大変な問題ではなかつたか、年金財政などという問題以前の重要問題ではないかと思ひます。ですから、例えば厚生年金、国民年金、これはピーク時の昭和九十年には二兆五千億の国庫負担の減額が見込まれておる。それから地方公務員の場合でも累計で二兆三千五百億も減額されるといふような数字が明らかになつてくると、要するに、このくらい国の助成といふものを削る、何のことはない、老人の本当の生活保障といふことよりは、財政を中心とした非情な時の政府の悪政の

きわみであると言わざるを得ないという指摘も謙虚に受けとめなくてはならないと思うのです。やはりこれからの若い皆さんが本場に信用してその制度に乗っかっていくという保障がなくなってきたらどうするかという問題が深刻にあるわけでありまして、この点は農林年金の場合も同じだと私は思います。

そういう意味で、ひとつ大臣、この点は大任の口から総理、閣僚等々の皆さん方に、やはり一つの二十一世紀を迎えての大事な論点として今後また展開されるはずでありますから、この点に対して適正な御判断の上に善処をされるように私は強く要望したいのでありますが、大臣の御決意をひとつこの点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 お答えいたします。

農林年金制度の発足の経緯、その趣旨等にかんがみ、数次の改正によりましてどうやら一人前になつてきたわけでございまして、先生の御指摘も十分踏まえまして今後一層の努力をしたい、このように考えております。

○武田委員 それでは最後に、我々公明党として共済年金改正法案に対する修正を要求してきたわけであります。その内容は既に新聞等で発表しておりますので御承知と思ひますが、その中から何点かについて御所見を賜りたく、そしてそれに対する適切な御回答をひとつお聞かせ願へば、こういうふうに思ひます。

その第一点、「厚生年金の場合に準じ、国民の生活水準に著しい変動が生じた場合のほか、賃金に著しい変動が生じた場合にも、速やかに年金額改定の措置が講ぜられるべきことを明記する」という問題であります。

第二点、「通算年金方式によつて計算されている退職年金等（改正後において通算年金方式に裁定替えするものを含む）」については、従前の厚生年金水準を下回ることのないよう、加給年金を加算する等の配慮をすること」。

第三点、「厚生年金の場合に準じ、障害共済年

金受給者が在職者であっても満額支給すること」。

それから第四点、「組合員期間が六ヶ月以上一年未満で障害者となり、障害年金が支給されない過去に障害者等についても、法改正施行日以後、従前の厚生年金の場合に準じ、障害年金を支給すること」。

その他たくさんございますが、まずこの問題につきましてひとつ簡潔に御所見と御回答をお聞かせいただきまして、それが早ければ私の時間前まで終わるのであります。答弁の仕方によつては、出てもこれは私の関知するところではないということ、まだまだ時間が残っておりますが、よき答弁を期待して、私は質問を終わらせていただきます。

○後藤（康）政府委員 物価スライド条項の中に賃金を入れる問題でございますが、これにつきましても、法案を提出しました後、参議院段階で「賃金」を修正で加えられたことにつきましては私どもも承知いたしておりますけれども、私ども実務者の判断といたしましては、従来、農林年金の年金額の改定の根拠は、賃金を含めました意味での国民の生活水準その他の諸事情の著しい変動の場合に改定をするということをやつてまいつてきておりますので、今回の改正案におきましても、賃金について一切考慮しないということではないというふうな理解をいたしておるところでございます。

それから、障害年金の在職支給の問題でございますが、これは制度間の整合性を図るということ、従来は共済年金では在職中は一切支給をしないということにしておつたわけでございますが、今回、低所得者の方につきましては支給をするということにいたしました。厚生年金と同じにすべきではないかということにつきましては、やはり被用者一般を対象といたします厚生年金と、職域を対象といたします共済年金の違いというものがございますので、これを全く一緒にするということとはなかなか難しいことではないかというふうな思つております。

それから、組合員期間六ヶ月以上一年未満の過

去の障害者なり遺族について遡及して救済することとはできないかというお話でございますが、年金の制度と申しますのはそれぞれ給付事由が生じたときの制度に従つて給付を行うということが原則でございます。過去の改正の場合にもそのようにいたしておるわけでございまして、特定の部分を取り出してその部分を過去に遡及するというのは、なかなか難しいことであらうというふうな考へておるところでございます。

（衛藤委員長代理退席、委員長着席）

○武田委員 最後に大臣にお尋ねします。

最初に農林漁業団体の基盤整備の問題で御答弁いただきました。そこで、今団体職員の問題で御答弁いただきました。そこで、今年度年金受給者が十三万人ほどいるとあります。そういう皆さん方の御苦労というのは、今聞いてみると、並み大抵でないのです。特に最近ともに苦勞しながらより相談相手になつて、農業者の激励や生活相談とか、いろいろな面で頑張つておられると聞いています。こういう方々の状況を見ますと、この間も参考人のお話を聞きますと、経営の問題で非常に採用者が少ない、何か五年間に二、三人しか採用できないという農協もあつたとかいう話がありました。採用人員が少なければ、それだけ掛金をなさる被保険者が、組合員が少なければ確保していかう、これを考えますと、そこを安定的に確保していくという重大な問題も一つあるわけです。そのためにその団体等の経営環境に相当てこ入れをしてあげて、それで年金の掛金をなさる若い方々をそれなりに確保していくことは必要なことであつて、団体の運営あるいはまた経営の問題もありません。これは重要な一つの課題として考えなければいけません。

優秀な人材を本場に集めていただいて、それを結局農林水産業のこういう厳しい環境をぶち破つていく活力にしていくようにしてほしいし、しなればならないと私は思つておられます。そういう意味で、こういう方々の老後の生活はこの仕事を一生懸命やつておけば心配ないのだとい

う、先行きの不安のない対応をしつかりもう一度検討していただきたい。

そのためには、どう考えても、農林予算が毎年のように削減されたり、ここ四年間、五年間を見れば四千億もばさばさ切られるような、そんな弱い体質の農林水産省でなくて、しっかりと頑張つて、今度の予算も今の大臣の中で行われるということをお願いいたします。しつかり頑張つてそのあかしを立てていただきたい、こういうものを私は心から期待をして、私は決意はお聞かいたしません、首をぐつと振つてもらえば結構でございますので、よろしくお願いいたします。

質問を終わります。

○今井委員長 次に、神田厚君。

○神田委員 農林漁業団体職員の共済組合法の改正問題、きょうが大詰めですが、何回かの審議の中でいろいろ問題点が出てきております。我が党といたしましては、既にこれらにつきまして、この共済組合法案そのものが非常に問題の多い法案だという認識を持っております。しかしながら、将来的な年金の安定というものを考えた上で、幾つかの重要な問題について今後修正をしたいただかなければならないというふうな考えのもとで、ごく限られた時間でもありますが、二、三御質問をしたい、こういうふうな考えております。

一つは、職域年金部分については、二十五年未満二分の一支給を廃止をし、加入年数に応じた支給に改めるように私どもは要求をしておりますが、この点につきましては、どういふふうにお考えでありますか。

○後藤（康）政府委員 農林年金制度は、一方におきまして公的年金制度としての性格を持つておりますけれども、同時に、農林漁業団体の職員の相互扶助事業という性格なり目的も持つておられるわけでございます。こういった観点から、厚生年金部分に加えて、職域独自の給付として職域年金相当部分を支給することにしていただいております。

したがって、この職域年金部分と申しますのは、やはり一定期間以上その業務に携わってその職域に貢献をしたということを、いわゆる職域年金の満額給付の条件としているわけでございます。そこで、二十五年未満の方につきましては、通常の二十五年以上の方の千分の一・五の二分の一というふうにしていただいております。

従来、いわゆる一人前の年金としての退職年金の支給要件は、組合員期間二十年というふうにしていただいていたのは確かでございますけれども、今回の改正等におきましては、職域年金の満額給付の支給要件につきましては、最近の組合員期間が伸びているという状況を勘案をいたしまして、一定の経過措置を見ながら二十五年というふうにしたしておりますわけでございます。これを加入年数に定めておきましては、なかなかこれは難しい問題であるというふうに考えております。

○神田委員 なお私も似たしましては、先ほど申しましたような形で支給の改善を要求していかねばならないというふうに考えておりますので、局長の答弁に納得するわけにはいかないわけでありまして、

続きまして、禁錮刑、懲戒免職など職域年金部分の支給停止は、本人の掛金部分については行わないように要求をしておりますが、この点についてはどうでありますか。

○後藤(康)政府委員 この禁錮以上の刑に処せられた場合の支給停止につきましては、これは職域年金部分に限定をしておるところでございます。職域年金部分につきましては先ほど申し上げましたような趣旨がございまして、刑法犯でございます禁錮以上の刑に処せられた者につきましては、やはり重大な非行があったということで農林漁業団体の相互扶助の範疇からは逸脱するものであるというふうに考えられますので、職域年金部分の一部について給付の制限を行うことにしているわけでございます。

この措置は他の共済年金制度と共通の措置でござい

ますが、公務員共済につきましては、公務員の特別の身分関係、懲戒処分の一律性というものがございまして、懲戒処分を受けたときもカットの対象になっておりますけれども、農林漁業団体の場合には、その基準、内容につきましても差異がありますので、懲戒処分によるカットについてはこれは取り込んでいないところでございます。

○神田委員 関連しますが、職域年金部分の支給停止が遺族にまで影響を及ぼさないというふうなことにすることはどうでありますか。

○後藤(康)政府委員 遺族年金を受ける方が禁錮以上の刑に処せられた場合についても、遺族も農林漁業団体の関係者として、先ほど申し上げましたのと同じ理由から給付の一部を制限をいたしております。ただ、退職年金の受給権者がカットを受けているうちに死亡された場合には、禁錮以上の刑に処せられていない遺族に対する遺族年金までもカットするものではございません。

○神田委員 次に、年金計算経過措置のうち、施行時四十歳を中心とする年金水準を改善し、完成時の水準を下回らないようにすべきであるというふうなことを考えておりますが、これはどういうふうにお考えですか。

○後藤(康)政府委員 これは、いろいろなモデル計算で施行時の年齢によりまして年金水準を比較をいたしますと、施行日四十歳のところが折れ曲がりの点と申しますか落ち込む点になるという問題の御指摘であろうというふうに思っております。

この問題につきましては、組合員の夫と国民年金に任意加入をしないままの妻のモデル的な世帯の年金水準が、施行時四十歳の方について一番下がるといふことでございまして、この理由につきましては、夫の農林年金の水準につきましては、施行日五十九歳から四十歳の者まで二十年かけて給付水準を適正化する、三十九歳以下の方ににつきましては一定というところで横ばいになる、乗率が千分の七・五で定額単価が千二百五十

円というところで横ばいになりますのに対しまして、妻の年金額の方は第三号被保険者としての期間が長くなるに従いまして年金額もふえまして、施行日十九歳の方で五万円になるということから生じている現象でございまして、違った曲線を二つ合成をいたしますと四十歳のところでへこみが出るといふことでございます。

この問題を解消いたしますためには、施行日以前国民年金に任意加入していなかった妻に対してはもすべて五万円の基礎年金を支給することにするか、夫の年金を二十年ではなくて四十年かけて適正化をするかというところになるわけでございますが、前者につきましては、任意加入して保険料を納めた人と任意加入しなかった方との均衡を考慮いたしますと、これはなかなかとりがたいということでございます。後者、すなわち夫の年金を二十年ではなくて四十年かけて適正化するということになりまして、これは将来の保険料負担の増大につながるということで、これは妥当ではないのではないかとこのように考えております。

全く任意加入していなかった妻には、施行日五十九歳の者で月額一万五千円の振りかえ加算があることは御存じのとおりでございます。

○神田委員 減額年金制度の存続も我々要求しておりますが、この点はどうかでございますか。

○後藤(康)政府委員 今回の改正案におきまして、公的年金制度間の整合性を図るという見地から、これまで共済年金にはございまして厚生年金にはございせんでした減額退職年金を廃止をすることにいたしましたわけでございます。

この考え方でございまして、減額退職年金と申しますのは、早く支給を受けられるというメリットがございまして、反面、年四％という減額がされるわけでございます。この減額は生涯続くものでございまして、言いかえれば、老後に、本当に所得を稼ぐ、稼働能力と申しますかを完全に喪失した段階で十分な保障を受けられないという問題がございまして、今後は、高齢化社会の到来と

いうことを希望いたしました場合に、年金を早期に支給することよりもむしろ老齢に達したときに手厚い生活保障を行うというところの方が必要であろうということから、しかし、これはいろいろな関係団体、共済年金の対象になっております団体の人事管理その他にも関連をしております問題でございますので、一挙にこれをやめるわけにはまいりませんので、一定の経過期間を設けながら廃止をするということにいたしましたわけでございます。これはやはり今回の公的年金制度間の整合性を図るという趣旨からと、それから今後の高齢化社会の到来を展望するという考え方から、今回基本的な方向として廃止をするということにいたしましたものでございます。

○神田委員 最後に大臣にお伺いしますが、これまでの期間この法案の審議をしてきたわけでありまして、かなり幾つも重要な問題点が出てきていますように思っておりますが、農林水産大臣としてそれらの指摘をされている問題等についてどういう御認識をお持ちか、この法案についてどういうふうな心境を現在お持ちでありますか、お聞かせをいただきたい。

○佐藤国務大臣 神田先生にお答えします。

農林年金制度の発足した経緯とかその趣旨にかんがみまして、いろいろな御意見を踏まえまして、今後特に参考をいたしまして、その基盤整備の一層の充実、拡充に努めたい、このように考えております。

○神田委員 終わります。

○今井委員長 次に、津川武一君。

○津川委員 最初に、厚生省においでになっていただきます。――厚生省に基礎年金についてお尋ねいたします。

政府は、すべての国民のたれでも五万円の老齢基礎年金をもらえるかのような幻想を振りまいておられますが、これはごまかしでございまして、二十歳から六十歳までの四十年間、一カ月の滞納もなく保険料を納めた人だけが六十五歳から五万円支給されるのでございます。そして、二十五年間



に掛金を掛けた月が一月でも足りなければ年金がゼロになるというのでもございます。資格期間ぎりぎりの二十五年には月額三万一千二百五十円より支給されない。五万円でも生活できないのにこの状態でございまして。しかも五万円を支給するという条件が厳しいのでございます。

そこで質問ですが、低所得の人は、現在掛金を月六千七百四十円払う、これがなかなか大変なのでございます。滞納したり掛金の免除をしてもらったりしております。そこで、掛金を払えないで滞納者になっておられる人がどのくらいいますか、掛金の免除をしてもらっている人がどのくらいいますか、現在、免除を申請しておられる人がどのくらいいますか、答えていただきます。

○植西説明員 お答えいたします。国民年金の免除者の状況でございますが、昭和五十九年度末の状況で申し上げますと、法定免除に該当する方が八十七万人、申請免除に該当する方が二百三十三万人、合わせまして三百十九万人の方が免除を受けておられます。これは、免除を受けられる対象者に対して一七・四％の免除率になっております。

それから、保険料の滞納者でございますが、滞納者数につきましてはちよつと統計がございませぬけれども、一般的にいいますと、保険料の収納率を示す指標としまして検認率というのを国民年金が採用しております。これは検認を受けるべき対象月数に対して検認を実施した月数の割合でございまして、五十九年度末で九四・一％となっております。裏返して言いますと、滞納者が五・九％いるという状況になっております。

○津川委員 もう一つ答えていただきます。滞納者の数はどのくらいになりますか。

○植西説明員 これは、その数字を裏返しにしまして推計したものですからはっきりした数字じゃありませんけれども、滞納者は百二十三万人程度になるんじゃないかと思っております。

○津川委員 もう一つ、生活保護法を受けておられる年金ですが、生活保護法を受けておられる人が懸

念に働いて生活保護水準から抜け出して基礎年金を掛けるようになりますと、年金額計算の際、生活保護法を受けている期間が三分の一しか算入されない、ここに問題があります。全期間対象とできないのかということでございますが、いかがでございますか。

○谷口説明員 お答え申し上げます。生活保護法を受けていた方たちは、先生御指摘のとおり法定免除となっておられるわけでございまして、その期間について、現在のよう年金額を三分の一と計算しないで全額とすることはできないかという御指摘だと存じます。

御指摘ありましたように、保険料の免除期間については年金額は通常の額の三分の一という計算になっておられるわけでございますが、これにつきましては、その期間について全額国庫負担で賄われているという格好になっております。先生御案内のように、国民年金は社会保険方式をとっておりますので、保険料を納付した方と免除の方のようになつた方々との間に年金額の差が生ずるということ、社会保険方式をとっている以上やむを得ないのではなからうかと存じております。

なお、現実に申しまして、現役時代の四十年間、大部分保険料の免除を受けるような低所得状態にあるというのは私どもとしては例外的なケースと考えております。また、免除を受けておられなくても、将来収入がふえた段階で保険料の追納という仕組みがございまして、追納していただいて、そしてその期間を保険料納付済み期間ということに、後の段階で追納という形をいたしまして、低額の年金でなく充実した年金にするというような制度上の配慮もなされているところでございます。

○津川委員 いずれにしても生活保護者には冷たい、涙もない基礎年金だということにはつきりしたと思ひます。

三つ目の質問は、資格期間の二十五年に達せず、仕方なく二十四年で終わった場合年金がゼロ

という、これも残酷な話でございます。二十四年間掛けた掛金、一カ月六千七百四十円、二十四年間恐らく七、八十万掛けていると思ひますが、それがそっくり政府に取られてしまうのでございませうか。

○谷口説明員 先生御指摘ありましたように、国民年金の資格期間は二十五年ということになっておりますので、二十四年の場合には老齢年金の受給に結びつかないということがあるわけでございしますが、基本的に申しまして、公的年金制度全般を通じて言えるわけでございまして、これは基本的には世代間の扶養の仕組みであるということとでございます。一生涯のうちに稼働活動を行っている期間については保険料を納めていただいております。お年寄りの方々、障害者の方々等を支え、そしてお年寄りになったときあるいは障害になられたときには今度は支えられるという世代間あるいは世代内の扶養の仕組みでございます。

先ほどもお答え申し上げましたように、我が国の公的年金制度は社会保険方式をずっと長くとおっておりまして、保険料を滞納したというところで資格期間を満たさない場合に保険料を還付するというところにつきましては、こういった世代間扶養という年金制度の仕組みにはなじまない、あるいはそぐわないことになりまして、これはなかなかとり得ないんじゃないかと私も考えておるわけでございます。

なお、今回の改正では、従来は先生御案内のようになつた六十歳まで国民年金の適用だったのでございますけれども、六十歳から六十五歳までの間、資格期間が足りないような方につきましてはさらに任意加入を認めることによつて年金に結びつけるというような措置を講じまして、でき得る限り年金に結びつかないような方たちの解消を図る方向で努力しているところでございます。

○津川委員 だから私たちは、個人、単身の場合、無条件に六十歳になつたら月七万円支給する制度が必要だというふうな提案もし要求もしておる次第でございます。厚生省としてもその点を十分検討

討するよう要求して、質問を進めます。政府は口を開けば日本の年金水準は外国に比べて劣らないと宣伝していますが、共済年金の水準で日本を一〇〇とすれば、フランスは一六・一、アメリカ一五・三、西ドイツ一三・九、イギリスでも一一・九になっております。厚生省、日本の年金水準はこれだと思つておりますか。

○植西説明員 ただいま先生、公務員の共済年金のことをおっしゃいましたけれども、これにつきまして私どもの確なデータを持つておりませんので、厚生年金、一般の勤労者の年金について申し上げますと、最新の時点で、年金額の勤労者の賃金に対する割合を見ますと、西ドイツが三三・五％ないし四八・九％、これは対象者によつて幅がございまして、イギリスが四一・六％、アメリカが四三・四％、我が国は四〇・五％、これは、まだ我が国の年金が十分成熟していないという事情もございまして。なお我が国の場合、ボーナスを含む賃金に対する割合でございまして。

こういったことで、我が国の年金水準は欧米諸国と比較いたしまして遜色のないレベルに達している、このように私も理解しております。

○津川委員 厚生年金に対するそれはそれで、共済年金に対する比較の表、私たち、学問的な基礎を持つておりますので、後でとりに来てくだされば差し上げますから、検討してもらふように願ひします。

そこで、現在の高齢者の生活水準と年金給付水準でございます。

これは五十八年の総務庁の調べですが、勤労者の消費支出は月二十三万八千八百円に対して、国民年金受給者約九百万の平均年金額は三十万円ちよつと、月に二万五千円そこそこでございまして。それから、これは労働省の調査でございまして、年金受給四万円以下の人は、年金だけでは食べていけないので、五七％から七〇％の人が生活費を稼ぐために働いております。同じような労働省の五十八年の高齢者就業実態調査報告では、今言われた六十五歳以上、六十五・六十九歳の男

の人の就業率、年金を受給していない人は七十一%が何らかの仕事をしなければならぬ。年金を受給してある人の就業率は五七・八%、六十五歳以上は無年金の人の七割以上が何らかの仕事をしてその生活を支えております。本場に御苦労さんです。

そこで伺いますが、六十五歳になっても年金をもらえないでいる人はどのくらいあるかということでございます。ひとつお答え願います。

○坪野説明員 お答えいたします。

六十五歳以上で無年金の人がどれだけのいるかという御質問でございますが、厚生省では毎年厚生行政基礎調査というのをやっておりますけれども、この推計によりまして、昭和五十九年度におきまして六十五歳以上で年金を受給していない人は大体九十二万人と推計しているわけでございまして、これは六十五歳以上人口に対して七・七%というふうな認識しております。

○津川委員 そこで次の質問は、これに対する対策でございます。厚生省にお尋ねしようと思つたのですが、もつと大きな立場の国務大臣にお尋ねした方がよろしいかと思ひます。

そこで大臣、今お聞きのとりの状態でございす。無年金の人がこんなにおる。年金をもらつても二万、三万の人がこんなにくさんおる。これが現在の状態である。これをこのままにしていて年金制度に手をつけたというのが現状でございす。

そこで大臣にお尋ねしたいのですが、憲法の二十五条、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と、国民の生活権利を保障したその第二項にこのように出ております。憲法の九十九条は、国務大臣や我々国会議員は、「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」こうなっております。今度提案された皆さんの改正案は、中林委員が質問したように、給付は減らす、掛金はふやす、国の支出は少なくする、もう年齢は延ばす、かつてない大改悪でございす。これと憲

法の社会保障の向上と増進のために努力すべきだという義務、この関係をどう考えておられるか、先ほど話された無年金の人たちや非常に低所得の人たちに対する老後の保障について、大臣から答えていただきます。

○佐藤国務大臣 津川先生にお答えいたします。我が国の人口構造は、先生も御指摘のとおりでございますが、平均寿命年齢の著しい伸長によりまして高齢化が進展しており、老後生活の安定を図ることについての政府の責任は極めて重要なものとなっております。

老後生活の安定を図るためには、御指摘のように年金制度が最も重要な役割を果たすものであることから、政府といたしましては、高齢化のピークを迎える二十一世紀におきましても、負担と給付の均衡を図りつつ、年金制度を健全かつ安定的にしていくための基盤を確保していくことが肝要であると考え、今回の公的年金制度の改革を進めていくこととしておるところでございす。

○津川委員 無年金者や年金で食べていけない人たちが、この人たちにに対する対策がありましたら、重ねて答えていただきます。

○横西説明員 お答えいたします。

無年金者となるケースにつきましては、年金制度への加入の手続をとっていないとか、また、加入の手続はとっておられますけれども保険料を納めていないといったような場合に生ずるのではないかと考えております。

年金制度への加入の手続をとっていないために発生いたします無年金者の防止策につきましては、市町村の段階で、市町村の備えつけの住民基本台帳とか、それから国保の台帳と国民年金の台帳をぶつけて、未加入になつてゐる方々を洗いまして、名簿をつくつて、それぞれがきや電話で個別勧奨をやっておりますが、この措置につきましては今後とも続けていきたいと思つております。また、対象者としては、つきり事実が確認される者につきましては、役所の方で年金手帳をつくりましてその方々に送付するといったような方

法をとりまして適用の推進を図っております。

それからまた、保険料の滞納によつて発生いたします無年金者につきましては、保険料もだんだん高くなつてきてなかなかまとめて一遍に納めにくいという一面も出てきておりますので、例えば、今まで三カ月ごとに集めておりました保険料を一カ月ごとに集めるとか、それから口座振替の推進を図るといったような保険料の納めやすい環境づくりをやつていくことによりまして、保険料をできるだけ納めてもらつて年金を受けてもらうように努力をしてまいりたい、かように思つております。

○津川委員 そこで大臣、納めたくても納められない、こういう状況の人たちが幾らもおる。無年金者をなくするということは国政の大事な大事なことなので、無年金者をなくするように国務大臣として頑張るよう重ねて要求して、質問を進めていきます。

次は、保険料、掛金の問題でございす。掛金率は今検討中でしょうが、仮に農水省が試算で示した昭和六十一年から千分の百三十三、昭和七十一年には千分の百八十一、これをもとにして、現在標準報酬月二十万の人が、仮に年一万ずつ標準報酬が上がるとして、本人負担の保険料はことし、来年、十年後、幾らになりますか。

○後藤(康)政府委員 具体的な掛金率は五年ごとの財政再計算で決まつてまいるわけでございす。が、今お尋ねのございました将来見通しのための想定計算ということでやつてまいりますと、標準給与を二十万円から毎年度一万円上昇、掛金率は五年ごとに二四%引き上げというようにすることで想定をいたしますと、六十年標準給与二十万円で掛金率が現行百九というところでございますから、掛金が二万一千八百円、このうち組合員は、事業主の負担を除きますと二分の一で一万九百円。六十一年度につきましては、標準給与が二十一万、掛金率が百三十三、掛金が二万七千九百円、本人負担分が一万四千円。ずっとそういうふうなまゐりまして、七十一年度というのをとりますと、標準給与が三十一万円、掛金率が千分の百八十一、掛金が五万六千六百円、組合員の負担が二万八千八百円というふうになるわけでございす。

○津川委員 そうすると十年後には六十年価格で二万八千五百円納めなければならぬ。かなり苦しい負担の限度に達してきていますのでございす。

その次の質問でございすが、こういうふうにとんでもない掛金の負担増。私の地元で農業共済事務所の担当者に聞くと、もう来年度から三割増しの掛金となるから準備しておくようにと言われた、こういう話まで聞こえてきます。

そこで、保険料率を決める際に、従来平準保険料率に七・五%の修正率を掛けて負担を少なくする方式、修正積立方式が用いられておりますが、これはどんな目的から出たのでございすか。

○後藤(康)政府委員 修正積立方式の採用につきましては、昭和四十九年度末を基準として実施をいたしました再計算の際に、過去におきます既裁定年金額の改定等が非常に大幅であつたこと等から、と申しますのは、このときは石油ショックその他がありまして資金も非常に上がったときでございすが、不足財源の発生が大きくなつて掛金率を大幅に引き上げるを得ないという状況に立ち至りました。しかし、他の共済組合制度の掛金率と比較して農林年金の掛金率は高い水準にございまして、大幅な引き上げが困難な状況にありまして、ことから、他の共済制度において採用してあります修正積立方式を採用いたしまして、いわば掛金の大幅引き上げの緩和を図つたものでございす。

○津川委員 それは急激な負担増を避けるためだったのでございすか。

○後藤(康)政府委員 他の共済制度の掛金との横並びということも頭に置きながら、大幅な掛金の引き上げの緩和策として修正積立方式をとつたというところでございす。

○津川委員 そうすると、今回も三割増しの保険

こうした農協の正職員に対する臨時職員は三百三十六対五十九、しかもそれが全部女子であつ

て、恐ろしく労働上で、待遇上で差別されておるこの現況をどう見て、どのような指導をするのか、お答え願います。

○後藤(康)政府委員 私どもも青森県の農協中央会と経済連の方へ問い合わせをいたして見ましたが、五十九年度末において総職員四百七十八人のうち臨時職員六十五名ということで、一四%近くが臨時職員として雇用されているというふうに承知をしております。ただ、農林年金との関係におきましては、これらの方々は全員農林年金に加入をしているというふうに聞いております。

それで、臨時職員である者を正職員として雇用すべきではないかという意味合いのお尋ねであらうかと思ひますが、これは基本的には採用時における問題でございまして、職員の募集に当たりまして改善を必要とする事項があれば、私もそこまですぐ地元の状況をよく調べておりましたが、労働省とも連携をとりながら、必要に応じて指導はやってまいりたいというふうに思っております。

ただ、この臨時職員の方々は給与なり退職金あるいは年金ではほとんど正職員の方と同じ扱いに仕組みとしてはなっております。ただ、人事異動の面で、むしろ本所以外には転勤をさせないというふうなことで、広域に異動する方との人事異動上の差をつけているので、むしろそのことに魅力を感じておられる方もいるというふうに聞いております。

○津川委員 これで質問を終わりますが、青森の経済連、ここは労働協約がないのです。したがって、女子職員の臨時の人たちの待遇は差別がひどいので、この実態は私も調べて持っておりますけれども、後刻また差し上げますから、十分検討していただくよう要求して、質問を終わります。

○今井委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○今井委員長 この際、本案に対し、衛藤征士郎

君から修正案が提出されております。修正案の提出者から趣旨の説明を求めます。衛藤征士郎君。

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

○衛藤委員 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表して、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案に対する修正案について、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付したとおりであります。技術的な条文でございまして、朗読を省略し、以下修正理由を簡単に申し上げます。

本修正は、第百二回国会で成立した国民年金法等の一部を改正する法律の参議院における修正等に伴い、原案の附則の規定等について所要の条文整理を行う必要が生じたことによるものであります。

以上が修正案の趣旨及び内容であります。何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○今井委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○今井委員長 これより原案並びにこれに対する修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。小川国彦君。

○小川(国)委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、今回提出されました農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案について、反対の討論をいたしたいと存じます。

今回の改正案は、本年金制度発足以来の例を見ない抜本改正であります。公的年金一元化の方

向が、これから相当長期にわたることが予想されながら、その具体的方策が全く明らかに示されていないこととあります。

特に、この改革の中心をなす基礎年金の水準、費用負担のあり方については、その水準は働く者の老後の生活保障にはほど遠く、また、費用負担も負担する国民にとつて極めて過重なものとなっております。

すなわち、本案の内容から具体的に指摘するならば、第一には今後組合員の掛金は年々高くなつていくこと、第二には今後受給者の給付率が低下していくこと、第三には年金財政に対する国庫負担が今後著しく減額されることとなっております。

以上の主要な観点から、私どもは、本改正案は農林漁業団体に働く人々に対して老後の生活に希望と夢と安定を与えるどころか、むしろ老後の生活に大きな不安を与える改正案であること、年金政策が将来に向けて充実発展する展望がなく、大きく後退する改正案であることから、本改正案に反対することを表明し、討論をいたします。(拍手)

○今井委員長 次に、駒谷明君。

○駒谷委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました政府提出の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案に反対する立場から討論を行います。

本改正案は、各種の年金制度が分立することによって生じている問題を解決し、長期的に安定した制度体系を確立しようとするものであります。

すなわち、従来の国民年金を全国民を対象とする基礎年金に改め、これを共通基盤として二階建て、三階建ての年金を構築しようとするところのものであります。この基礎年金構想については、かねてより我が党が主張し続けてきた国民基本年金構想とその考え方の大枠において軌を一にするものであり、その限りにおいては一応の評価を与えることにやぶさかではありません。

しかしながら、次のような主な理由から、本改正案には反対するものであります。

第一は、本改正案において農林年金制度は、他の公的年金制度の改正案と同様、組合員及び被扶養配偶者は基礎年金に衣がえをした新国民年金に加入することになると同時に、従来の制度をその上乗せ年金として再編成するものとなっております。したがって、この場合の基礎年金はすべての年金加入者に共通する制度となるものであり、基礎年金の性格づけから見ても、この給付水準は当然最低生活を保障するものでなければならぬはずであります。しかるに、現行の保障水準はあるべき水準にほど遠いものであるとの事実を指摘せざるを得ないのであります。

第二には、既裁定年金を含め、今回各種の共済年金を厚生年金に準ずる方式に改めるに当たり、従来の共済年金の受給要件または給付水準が厚生年金より不利になっていたものについては、この際、国の社会保障水準である厚生年金並みに引き上げられるべきだと考えるものであります。しかしながら、他の共済年金の改正内容と同様、本改正案においてはこのような考え方は欠落しており、不満であります。

第三は、本改正案において各種の共済制度と公的年金制度が再編される中で、今後農林年金制度がどのような過程をたどっていくかということが明確になつていないという点で遺憾に思ふのであります。とりわけ、国鉄年金の救済策が明示されていない現状は、公的年金制度に対する国民の不安を助長させるものであることを付言しておきます。

以上の主な理由をもって、本改正案に反対の意を表明し、私の討論を終わります。(拍手)

○今井委員長 次に、神田厚君。

○神田委員 私は、民社党・国民連合を代表して、今日まで論議されてきました農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、賛成の討論を行うものであります。

我が国の二十一世紀への道は、高齢化社会が急速に進展する道でもあります。本格的な高齢化社

会の到来は、当然のことながら、人生八十年時代、すなわち長寿社会に突入することを意味します。人生八十年時代における国民の願いは、生きがいのある老後生活を営みたいということでありましよう。

公的年金制度は長くなる老後生活を支える経済的基盤であり、公正な年金給付の確保、年金財政の長期的な安定を図ることは政治に課せられた重要な責務であります。

御承知のとおり、我が国の公的年金制度は三種七制度に分立し、さらにそれが個別集団に分かれているがゆえに、個別制度ごとに財政が破綻することになります。既に国鉄共済の財政は破綻し、他の共済の組合員の方々に財政援助を仰いでおり、その救済策が今回大論議の的となったごとく、他の共済組合年金もいずれは国鉄共済と同様な財政危機を引き起こすことは必定と思われるます。

ここ数年、国民の間に、多年にわたり保険料を払い込んだにもかかわらず、年金がもらえないのではないかと不安が急速に高まってきていることは否めない事実であります。こうした事態を克服し、国民に信頼される年金制度を確立することは急務の課題であります。

また、制度の分立はいわゆる官民格差といわれるような制度間の不公平を招き、今日まで大きな社会問題となっており、その是正も急がねばならない課題と言えます。

さらに、世代内のみならず、世代間の公正を期すことも年金改革に不可欠な課題であります。年金財政は、人口の高齢化と年金受給者の増大に伴い、必然的に賦課方式に移行することになります。が、そうしますと当然現役世代の負担も増加することになります。したがって、これまで以上に年金生活者の給付額と現役世代の負担の適正化を図ることが重要となり、そうした視点からの年金改革も政治に求められているのであります。

今回の改正は、年金制度一元化の第二段階の制度改正であり、我が党が指摘した諸問題の解決を

図るものであります。

この改正に対し、強い不満や不平があることは十分承知しておりますが、この改正を断行しなければ、公正な年金制度の確立は大幅におくれ、何よりも年金財政がパンクし、老後の経済基盤がなくなり、あすのパンを求める老人が続出する事態も予想され、社会不安を惹起することになります。不満や反対があつたとしても、国家百年の大計を考えれば今回の改正は必要不可欠であると考へます。

しかし、今回の改正は制度発足以来の大改正であり、多くの問題点がありましたため、我が党は、政府・自民党に十二項目にわたる修正要求を行つてまいりました。

その結果、第一に、職域年金部分については、二十五年未満二分の支給につきまして加入年数を二十年未満とする法改正の約束がなされました。第二に、年金計算の経過措置のうち、施行時四十歳を中心に年金水準を改善し、完成時の水準を下回らないようにすることも附帯決議に盛り込まれ、次の見直しの時点までに調整することを確約し、合意がなされたのであります。第三に、禁錮刑、懲戒免職など職域年金部分の支給停止は本人掛金部分については行わないこと、第四に、職域年金部分の支給停止は遺族に及ぼさないことの二点につきまして、実質的に我が党の主張に沿うよう、政令を決める時点で改める方針が打ち出されております。

さらに、最大の焦点となりました国鉄共済の財政対策につきまして、「国鉄の自助努力と国の負担を含め、諸般の検討を加え、支払に支障のないようにする」との政府見解がなされました。政府はこの見解を誠実に実行し、国鉄職員の年金支給に対する不安を解消するように万全を期すべきであります。強く要望いたします。

最後に、年金制度の一元化の今後の具体的スケジュールと年金体系等のビジョンを早急に国民に提示するよう政府に強く要求し、賛成討論を終わります。(拍手)

○今井委員長 次に、津川武一君。

○津川委員 私は、日本共産党・革新共同を代表し、反対の討論を行います。

反対の第一は、本案が政府の年金一元化構想に沿つて年金制度全体を反国民的に再編・統合するためのものであるからです。特に国庫負担については、三十年後には農林年金だけでも二千四百億円も削減することができるようになり、国の責任を回避しております。そして他方、掛金を三倍以上に引き上げようとしており、現状でも大きな負担になつて国民の立場から見れば、これは到底容認できるものではありません。

第二には、給付水準の大幅な引き下げであります。二割から四割もの削減となり、中には、今の若い人では五割近い削減となります。農林年金の給付水準は他の共済年金や厚生年金に比べても最も低い水準であり、現状でも年金だけで生活することはできません。それをさらに切り下げるといふのですから、断じて許されません。

第三には、支給開始年齢の引き上げです。定年延長がなかなか進まない中で年金の支給開始をさうらにおくらそうというのでは、老後はかきみ食つて生きよということに等しいことと言わざるを得ません。

第四には、基礎年金導入が、政府の言うような国民すべてに年金の支給というバラ色のものではなく、全国民から搾り取る基礎収奪と言つた方がよろしいかと思ひます。その中身については、中林委員が指摘したように、何と一人当たり四百四十七万円も国に吸い上げられるという結果が出てくるのです。

改悪はこれだけではありません。既裁定年金者の物価スライド停止措置や減額退職年金制度の廃止、さらには画一的な併給調整や加入期間の延長など、これ以上改悪できないくらいの大改悪になつております。

また、遺族年金などの婦人の年金権差別はそのまま温存されております。こうした状態に対して、我が党は、国と企業の

責任で六十歳以上には無条件に単身者七万円、家族で十万円の最低保障年金を支給し、その上に、負担は軽く給付も充実した公務員、労働者の年金制度を上乗せすることを要求し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○今井委員長 これにて討論は結局いたしました。

○今井委員長 これより採決に入ります。第百二回国会内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、衛藤征士郎君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○今井委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○今井委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○今井委員長 この際、本案に対し、玉沢徳一郎君外三名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。田中恒利君。

○田中(恒)委員 私は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合を代表して、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本制度の長期的安定と円滑な運営を確保するため、左記事項に十分な検討を加え、その実現を図るべきである。

記

一 今回の改正は、共済年金制度の歴史上例をみない抜本的な改正であるので、共済組合員はもとより国民全体の理解と納得を得られるよう周知徹底を図ること。

二 公的年金一元化の内容及びスケジュールが依然として明らかにされていないので、今後できるだけ速やかに、その内容等につき明らかにすること。

三 基礎年金の水準、費用負担のあり方等については、国民年金法の附則の規定に基づき、できるだけ速やかに検討に着手すること。

四 今回の改正では、共済年金の政策改定の根拠につき賃金の変動という要素が明確に規定されていないが、政策改定を行うに当たっては、この点につき十分配慮すること。

五 今回の改正における職域年金相当部分の根拠、水準が必ずしも明確でない点、この点につき、社会経済情勢の推移、他の共済年金制度との均衡等を考慮し、見直しに関して検討すること。

なお、職域年金相当部分の支給要件については、その緩和を図ること。

六 既裁定の遺族年金については、最低保障の改善を図ること。

七 併給調整については、その実施過程における問題を見極めて再検討すること。

八 生計維持関係の要件については、制度間の不均衡の是正に努めること。また、被扶養配偶者の認定基準については、適正なものとするよう検討すること。

九 本制度の今後の改善に当たっては、公的年金制度として整合性ある発展を図るとも

に、制度の沿革等にも配慮し、農林漁業団体の育成及び団体職員の人材確保を図るといふねらいが損われぬよう制度維持に万全を期すること。

十 本制度の長期的安定に資するため、所要財源率の確保に努めるとともに、組合員の急激な負担増をとまねかないよう配慮すること。

十一 農林年金財政の健全化に資するため、今後とも必要な補助額を確保し、行革関連特例法に基づく国庫補助の縮減額については、適正な利子を付して速やかに返還するよう努めること。

十二 一定期間を超えて雇用される臨時職員の組合加入を一層促進するよう指導すること。

十三 年金の支給開始年齢の引き上げに対処し、農林漁業団体の経営基盤を強化して、農林漁業団体職員の定年延長を図る等雇用条件の改善につき適切な指導を行うこと。

以上の附帯決議の内容につきましては、委員会の審議を通じ、委員各位の十分御承知のところでございますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。(拍手)

○今井委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

玉沢徳一郎君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○今井委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤農林水産大臣。

○佐藤國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

ます。

○今井委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○今井委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○今井委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十分散会

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案に対する修正案

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三章第二節から第四節までの改正規定のうち第五十一条第二項中「同項」を「同条」に改める。

附則第十一條第二項中「第八項後段及び第九項」を「第九項後段及び第十項」に改める。

附則第六十八條のうち附則第八條第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に一項を加える改正規定中「附則第八條第十四項」を「附則第八條第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改め、同条第十四項を同条第十五項とする。

附則第六十八條のうち附則第四十八條に一項を加える改正規定中同条第九項を同条第十項とする。